

政策評価調書（個別票）

【政策ごとの予算額】

政策名	国際経済に関する取組				番号	⑧			
評価方式	総合・実績・事業		政策目標の達成度合い	今年度はモニタリングのみのため5段階達成度は記載出来ない。					
(千円)									
	予算科目				他に記載のある個別票の番号	予算額			
	会計	組織／勘定	項	事項		2年度 当初予算額		3年度 概算要求額	
政策評価の対象となっているもの	一般	外務本省	分野別外交費	経済協力に係る国際経済に関する取組に必要な経費		8,201,543		8,046,056	
	一般	外務本省	分野別外交費	国際経済に関する取組に必要な経費		1,272,542		1,663,796	
	一般	在外公館	分野別外交費	国際経済に関する取組に必要な経費		136,470		183,694	
	小 計				一般会計	9,610,555		9,893,546	
						<	>の内数	<	>の内数
					特別会計				
						<	>の内数	<	>の内数
政策評価の対象となっていないが、ある政策に属すると整理できるもの									
	小 計				一般会計				
						<	>の内数	<	>の内数
					特別会計				
						<	>の内数	<	>の内数
合 計					一般会計	9,610,555		9,893,546	
						<	>の内数	<	>の内数
					特別会計				
						<	>の内数	<	>の内数

施策Ⅱ-2 国際経済に関する取組（モニタリング）

令和2年度事前分析表（モニタリング）

（外務省2-II-2）

施策名（※）	国際経済に関する取組					
施策目標	<p>日本経済の成長を促進する、力強い経済外交を推進するため、以下に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 多角的貿易体制の維持・強化に取り組むと同時に、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を推進する。 2 インフラ輸出や日本製品の輸出促進を含む日本企業の海外展開支援を強化する。 3 日本と世界の資源安全保障の強化に取り組む。 4 国際経済秩序の形成に積極的に参画する。 5 我が国の経済活性化のため、2025年国際博覧会の開催に向けた準備を着実に進める。 					
目標設定の考え方・根拠	<p>平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」において、戦略的な通商関係の構築と経済連携の推進を柱とする国際展開戦略が目標に掲げられたことを踏まえ、これを経済外交の側面から実施していくことが重要である。</p> <p>令和元年6月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」においても、経済連携協定交渉について、RCEP（東アジア地域包括的経済連携）の早期署名・発効を目指すとともに、日トルコEPA、日中韓FTAを含むその他の経済連携交渉を戦略的かつスピード感を持って推進していくことが掲げられている。また、平成30年度に発効に至ったTPP11協定の参加国・地域の拡大や新たな国や地域とのEPAの締結を含めた経済連携の強化について議論を進めていくことも重要とされている。</p> <p>また、「未来投資戦略2018」において、政府、地元自治体、経済界、議員等が働きかけ、万博誘致特使の各国への派遣、国内外におけるイベント開催等を通じ、2025年国際博覧会の大阪・関西への誘致を実現するとの目標が掲げられた。誘致が実現したことを踏まえ、東京オリンピック・パラリンピック競技大会後の国家的なプロジェクトである「大阪・関西万博」に多くの出展参加国を確保し、右を成功裏に導くための準備を着実に実施していくことが重要である。</p>					
施策の予算額・執行額等（分担金・拠出金除く）	区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	477	1,688	27,282	627
		補正予算(b)	124	347	△5,754	
		繰越し等(c)	0	7,291	248	
		合計(a+b+c)	601	9,326	21,775	
執行額(百万円)	434	4,929	20,809			
同（分担金・拠出金）	区分		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	予算の状況（百万円）	当初予算(a)	—	—	—	9,097
		補正予算(b)	—	—	—	
		繰越し等(c)	—	—	—	
		合計(a+b+c)	—	—	—	
執行額(百万円)	—	—	—			
政策体系上の位置付け	分野別外交	担当部局名	経済局		政策評価実施予定時期	令和3年8月

（※）本施策は、個別分野を設定しており、「施策の概要」、「関連する内閣の重要政策」、「測定指標」及び「達成手段」については、関連個別分野の該当欄に記入した。

（注）本欄以下の記載欄の測定指標名に「*」印のあるものは、主要な測定指標であることを示している。

個別分野 1 多角的貿易体制の維持・強化と経済連携の推進

施策の概要

- 1 多角的貿易体制の維持・強化等を通じ、グローバルな国際経済の枠組みを強化すること。
- 2 経済連携強化に向けた取組として、アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、同時並行的に戦略的かつスピード感をもって推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日）
 - I 10. 海外の成長市場の取り込み
- ・第200回国会所信表明演説（令和元年10月4日）
 - 四 外交・安全保障（自由貿易の旗手）
- ・第201回国会施政方針演説（令和2年1月20日）
 - 六 外交・安全保障（国際社会の課題解決）
- ・第201回国会外交演説（令和2年1月20日）

測定指標 1-1 国際貿易ルールの強化及び既存ルールの実効的運用 *

中期目標（一年度）

多角的貿易体制の安定を図るとともに、国際貿易ルールを維持・強化する。
世界貿易機関（WTO）紛争処理、EPA 紛争処理、投資仲裁について、国際経済紛争処理についての専門的知見を蓄積しつつ、政府全体の訴訟対応を指揮する司令塔として機能する体制を整備することにより、個別紛争や制度の運用に積極的に関与し、国際経済体制の安定性・法の支配の向上に貢献していく。

平成30年度目標

- 1 多角的貿易体制の維持・強化に向け、第11回WTO閣僚会議（MC11）の結果を踏まえ、WTOでの電子商取引、零細・中小企業（MSMEs）、投資円滑化等の議論を進めていくべく、WTO非公式閣僚会合や我が国が主導する電子商取引の取組を始めとする有志国の取組に参加し、これを推進していく。また、環境物品協定（EGA）及びサービス貿易に関する新たな協定（TiSA）についても早期の交渉再開に向けて積極的に貢献する。
- 2 WTO協定の履行監視を担う貿易政策検討（TPR）制度（注1）や、地域貿易協定の透明性確保を担う地域貿易協定委員会（CRTA）（注2）での議論に積極的に参画し、各国の問題のある措置の改善を図る。
- 3 進行中の紛争について適切に問題が解決されるよう万全を期す。また当事国案件、第三国案件の処理や制度の運用に関する議論への参加を通して紛争解決制度の運用に積極的に関与する。
（注1）貿易政策検討制度：加盟国の貿易政策・慣行につき透明性を確保し、理解を深める観点から、WTO協定に基づき、加盟国の貿易政策等について審査する制度。
（注2）地域貿易協定審査：WTOの地域貿易協定委員会（CRTA）において行われる地域貿易協定がWTO協定に整合的であるか否かの審査を行う制度。

施策の進捗状況・実績

- 1 ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化及び今日的課題に対応可能なWTOを目指し、WTO非公式閣僚会合（5月及び平成31年1月）の機会等、WTO改革の議論に積極的に取り組んだ。WTOの機能改善に向け、我が国は、カナダ主催WTO改革関連プロセス（10月にカナダの発案により会合を開始した13のWTO加盟国による取組）において閣僚級会合での議論に積極的に貢献するとともに、11月には、一般理事会にて、日米EU等が共同で「通報制度」の改革について提案した。また、ルール交渉分野においても、例えば、MC11にて71の加盟国が共同声明に署名した電子商取引に関し、共同議長国として平成30年度は9回の有志国会合を実施したほか、平成31年1月にはダボス（スイス）で有志国の閣僚級会合を開催し、76の加盟国の参加を得て交渉立ち上げの意思を確認する共同声明を発出するなど存在感を発揮した。令和2年6月に開催予定の第12回WTO閣僚会議（MC12）までに一定の進展が得られるよう、日本、豪州及びシンガポールが議論を主導した。平成29年12月の第11回WTO閣僚会議（MC11）で有志国共同声明が発出された後、MSMEsの直面する課題（市場アクセス、輸送コスト、管理運営、流通能力、貿易金融アクセス等）を特定するため、平成30年3

月に作成されたロードマップに基づき、平成 31 年 2 月には非公式作業部会が開催され、各テーマ毎に各国からの具体的提案に基づいた議論がなされており、その結果が MC12 に報告される見込みである。

また、EGA 及び TiSA については、平成 28 年 12 月以来、交渉が中断しているが、早期交渉再開を模索している。

- 2 協定の履行監視に関し、平成 30 年度は、15 か国の TPR 会合及び 4 回の CRTA 審査に参加した。特に、TPR 会合では、各国の問題ある措置等についてのステートメントを行い、かかる措置の是正・撤回を求めた。
- 3 WTO 紛争解決に関し、平成 30 年度、日本は (1) ブラジルの税制恩典制度 (DS497) について上級委員会による最終的な違反認定を勝ち取り、現在勧告の履行状況を確認中。また、(2) インドによる鉄鋼製品に対するセーフガード措置 (DS518) 及び (3) 韓国による日本製空気圧伝送用バルブに対するダンピング防止措置 (DS504) において、いずれの案件についても我が国の主張を認めるパネル判断を得た。平成 29 年度にパネル審査を終えた (4) 韓国による日本産水産物等の輸入規制 (DS495) を含め、上記 (2) ~ (4) はいずれも上級委員会手続中である。さらに、新たに (5) 韓国による日本製ステンレス棒鋼に対するアンチ・ダンピング措置 (DS553) 及び (6) 韓国による自国造船業に対する支援措置 (DS571) につき紛争処理手続を開始した。また、新たに 23 件の第三国案件に参加を表明した。

また、上級委員会をめぐっては、委員の空席の補充に加盟国が合意できない状況にあり、平成 31 年 1 月に伊原一般理事会議長の下、本問題について集中的に議論する枠組み (非公式プロセス) が立ち上がっており、我が国も同プロセスでの議論に積極的に貢献している。

令和元年度目標

- 1 多角的貿易体制の維持・強化に向け、WTO 改革の議論に積極的に取り組んでいく。令和 2 年 6 月に開催予定の第 12 回 WTO 閣僚会議 (MC12) に向け、第 11 回 WTO 閣僚会議 (MC11) の結果を踏まえ、WTO での電子商取引、国内規制、零細・中小企業 (MSMEs)、投資円滑化等の議論を進めていくべく、WTO 非公式閣僚会合や我が国が主導する電子商取引のほか、サービス国内規制の取組を始めとする有志国の取組に参加し、これを推進していく。また、環境物品協定 (EGA) 及びサービス貿易に関する新たな協定 (TiSA) についても早期の交渉再開に向けて積極的に貢献する。
- 2 WTO 協定の履行監視を担う貿易政策検討 (TPR) 制度や、地域貿易協定の透明性確保を担う地域貿易協定委員会 (CRTA) での議論に積極的に参画し、各国の問題のある措置の改善を図る。
- 3 進行中の紛争について適切に問題が解決されるよう万全を期す。また当事国案件、第三国案件の処理やそれらを通じた制度の運用に関する議論への参加を通して紛争解決制度の運用に積極的に関与する。上級委員会問題についても、紛争解決制度が機能停止に陥らないよう積極的に議論に貢献していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化及び今日的課題に対応可能な WTO を目指し、WTO 非公式閣僚会合 (5 月、11 月及び令和 2 年 1 月) の機会等、国際社会における WTO 改革の議論を主導した。特に、日本議長下の G20 の枠組みでは、5 月の G20 貿易デジタル経済大臣会合及び 6 月の G20 大阪サミットで、自由、公正、無差別、開かれた市場、公平な競争条件といった自由貿易の基本的原則を明確に確認したほか、WTO 改革についての支持を再確認した閣僚声明及び首脳宣言の発出を実現した。WTO 改革に政治的な後押しを与えるべく、WTO ルール交渉分野において、83 の加盟国が共同声明に署名した電子商取引交渉に関し、共同議長国として令和元年度は 8 回の有志国会合を実施したほか、令和 2 年 1 月 24 日にはダボス (スイス) で有志国の閣僚級会合を開催し、第 12 回 WTO 閣僚会議において統合交渉テキスト作成を目指すことに合意する共同声明を発出するなど存在感を発揮した。平成 29 年 12 月の第 11 回 WTO 閣僚会議 (MC11) で有志国共同声明が発出された零細・中小企業 (MSMEs)、投資円滑化での有志国交渉やサービス国内規制交渉については、交渉会合、関心国会合等での議論に積極的に貢献した。なお、平成 28 年 12 月以来交渉が中断している環境物品協定 (EGA) 及びサービス貿易に関する新たな協定 (TiSA) につき、これまでのところ、早期交渉再開のめどはたっていない。
- 2 協定の履行監視に関し、令和元年度は、12 か国の TPR 会合及び 4 回の CRTA 審査に参加した。特に、TPR 会合では、各国の問題ある措置等についてのステートメントを行い、かかる措置の是正・撤回を求めた。
- 3 (1) 紛争解決機関 (DSB) において勧告・裁定が行われた事案

ア 令和元年度、日本は「韓国による日本製空気圧伝送用バルブに対するダンピング防止措置（DS504）」について、韓国の措置は WTO 協定に非整合的であるという上級委員会の判断を獲得し、紛争解決機関（DSB）による是正勧告を得た。平成 30 年度に DSB において是正勧告が行われた「ブラジルの税制恩典措置（DS497）」について、ブラジルによる履行状況について確認中。

イ 「韓国による日本産水産物等の輸入規制（DS495）」では、パネルは国際機関の委員を含む 5 名の専門家の意見を検討し、綿密な事実認定を行い、韓国の措置は WTO 協定に非整合的であると判断したが、上級委員会はこうしたパネルの判断を軽視するとともに、日本側が訴えた韓国の規制措置の WTO 協定整合性については合法とも違法とも判断しなかった。このように上級委員会は紛争解決に資する判断を行わなかったが、日本産食品中のセシウム濃度が国際的な基準を踏まえて韓国により設定された数値基準値を下回る旨のパネルの事実認定については、争いなく確定した。我が国は、輸入規制を継続している国・地域に対し、これらパネルの事実認定についての説明を行いつつ、措置の緩和・撤廃についてあらゆる機会を捉えて働きかけを行った。

（注）輸入規制撤廃の取り組みについては、個別分野 2 「日本企業の海外展開支援」の測定指標 2-1 「日本企業支援強化に向けた取組」にて記載。

（2）紛争解決手続が継続中の事案

「韓国による日本製ステンレス棒鋼に対するダンピング防止措置（DS553）」（平成 30 年度にパネル設置）については、パネル手続中。

（3）紛争解決手続において日本が新たに当事国となった事案

ア 「インドによる ICT 製品の関税上の取扱い（DS584）」について協議要請を行った。さらに、既に平成 30 年に韓国に対して協議要請を行っていた「韓国による自国造船業に対する支援措置（DS571）」（パネル未設置）について、新たに協議要請を行った（DS594）。

イ 被申立事案として、韓国は、日本によるフッ化ポリイミド、レジスト及びフッ化水素の 3 品目の韓国向け輸出管理運用の見直しについて日本に対する二国間協議を要請し（DS590）、2 度の協議を実施（その後、韓国は、当局間の政策対話が正常に行われている間、本件に係る手続を中断する旨発表）。

（4）第三国参加

新たに 12 件の第三国参加を行った。

（5）上級委員会に関する問題

空席となった委員の選任プロセスの開始について加盟国間で合意ができずにいる上級委員会については、12 月、残っていた 3 名の委員のうち 2 名の任期が満了し、事実上の機能停止に陥った。日本は、一般理事会の下での上級委員会問題に係る非公式プロセスにおいて積極的に議論に貢献し、4 月には上級委員会問題の恒久的解決に向け、豪州及びチリとともに紛争解決制度改革に関する提案を紛争解決機関（DSB）に提出した。

（6）その他

WTO 紛争解決手続では、対韓国案件を筆頭に数件の当事国事案が引き続き動いているほか、ISDS（投資協定等に基づく投資家と国家の紛争解決）への備えに万全の体制を遅滞なく構築する必要に迫られ、外務省として、経済紛争対策（いわゆる訴訟への対応）の一層の強化を喫緊の課題として、組織的な在り方の見直しに向けた検討を全国的に本格的に進めた。現在の国際経済紛争処理については、令和元年夏以降、配置を含む室の管理体制の見直し、法的知見を有する職員の一時的な補充、個別事案への対応に当たっては、課室横断的に省内の知見を集約する取組等、一層の人的拡充と知見の向上に取り組んだ。令和 2 年度予算では、ISDS を含む国際経済紛争処理への対応強化を目的として、国内外の弁護士事務所への法的助言委託や弁護士等の国際通商に知見のある専門員の雇用等の予算を計上した。

令和 2 年度目標

- 1 多角的貿易体制の維持・強化に向け、WTO 改革の議論に積極的に取り組んでいく。第 12 回 WTO 閣僚会議（MC12）に向け、電子商取引交渉、漁業補助金交渉に加えて、投資円滑化及びサービス国内規制といった有志国交渉の進展を目指し、取組に参加し、これを推進していく。具体的な成果としては、電子商取引交渉においては、MC12 までの統合交渉テキストの作成、漁業補助金交渉においては包括的かつ効果的な合意の達成を目指す。また、MC12 後も具体的な成果についてフォローアップを行う。
- 2 WTO 協定の履行監視を担う貿易政策検討（TPR）制度や、地域貿易協定の透明性確保を担う地域貿易協定委員会（CRTA）での議論に積極的に参画し、各国の問題のある措置の改善を図る。
- 3 進行中の紛争及び今後発生する紛争案件について、問題の適切な解決を目指し、万全に取り組む。

さらに、上級委員会を含む WTO 紛争解決制度の改革については、暫定的なものではなく、恒久的な問題解決が達成されるよう、日本から提案を出し、主体的に取り組む。また、ISDS を含む国際経済紛争処理全般への対応強化に向け、一層の体制拡充を図る。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

WTO を礎とする多角的貿易体制の維持・強化の進捗を測る上で、維持の観点からは、WTO 協定履行監視に係る会合への参加実績、強化の観点からは主要な WTO 改革の交渉への貢献実績、また維持・強化両方の観点から WTO 紛争解決及び紛争解決制度の強化に係る取組実績を参照することが有益であるため。

1 及び 2 については、我が国は、これまで GATT/WTO の多角的貿易体制の恩恵を受け、経済的繁栄を実現してきたことから、自由貿易の旗手として、引き続きこの体制を維持・強化すべく、物品やサービスの更なる貿易自由化やルールの整備を実現し、WTO が適切に機能しているか監視することは、我が国の繁栄のみならず、世界経済全体の発展、また途上国の開発促進にも必要である。

3 について、適切な形で国際経済紛争を処理することは、多角的貿易体制の法的安定性・法の支配を促進し、我が国の経済利益を確保することにつながる。また、上級委員会を含む WTO 紛争解決制度の改革を、一部の加盟国が提案している暫定的な改革案のみに頼ることなく、恒久的な形で達成することは、国際経済紛争処理により我が国の経済利益を確保するための前提条件と言え、WTO が本来の機能を果たすためにも極めて重要である。さらに WTO のみならず、ISDS も含めた国際経済紛争処理の体制強化は、国際仲裁等の手続で日本が敗訴した場合の経済的その他影響が甚大なものとなり得る点、また、日本が締結している大半の投資関連協定に ISDS 条項が含まれていることや近年の ISDS 件数の世界的な増加を考慮しても、必要不可欠である。

測定指標 1 - 2 経済連携協定の締結数の増加、交渉の進展 *

中期目標（一年度）

アジア太平洋地域、東アジア地域、欧州などとの経済連携を、戦略的に推進する。我が国の外交力を駆使して、守るべきものは守り、国益にかなう経済連携を進める。

平成 30 年度目標

- 1 環太平洋パートナーシップ (TPP) 協定については、11 か国による早期発効を目指して各国と緊密に連携するとともに、まずは日本が率先して「環太平洋パートナーシップに関する包括的および先進的な協定」(TPP11 協定)の国内手続きを完了する。TPP から離脱した米国に対してもその意義・重要性についてトップレベルを含め引き続き働きかけていく。また、TPP の新規加盟については、まずは TPP11 協定を早期に発効させた上で、関心国との協議を行っていく。
- 2 日 EU・EPA について、早期署名・発効を目指し、翻訳確認や署名・発効に向けた段取り等 EU 側との調整を進めつつ、法制局審査や国会承認に向けた手続等必要な作業を進める。
- 3 東アジア地域包括的経済連携 (RCEP) については、平成 29 年 11 月の RCEP 首脳会議において RCEP 交渉の妥結に向けて平成 30 年に一層努力するよう首脳の指示が出されたこと、及び、平成 30 年 3 月の中間閣僚会合で市場アクセス、ルール分野及び協力のバランスを取りつつ、一定の質が確保されることを前提として、年内妥結を目指す ASEAN を支持する旨を我が国が表明したことを踏まえて、各国とより一層緊密に連携しつつ、年内妥結も視野に入れて交渉を加速化させる。
- 4 その他、日中韓 FTA などの多国間の経済連携、日コロンビア EPA や日トルコ EPA など、小規模経済を含む二国間の経済連携を戦略的かつスピード感を持って推進する。
- 5 既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 TPP11 協定については、日本はメキシコに次いで 2 番目に国内手続きを完了させ、その後、日本が積極的に未締結国へ働きかけを行った結果、発効に必要な 6 か国の締結国が出揃い、12 月 30 日に発効した。平成 31 年 1 月 19 日には、我が国が議長国となり、日本で閣僚級による第 1 回 TPP 委員会を開催し、協定の運用方針や新規加入国・地域に関する方針について議論を行った。また、TPP から離脱を表明した米国については、9 月に日米物品貿易協定の交渉開始に合意したが、同時に、TPP の経済的・戦略的重要性を強調しつつ米国への働きかけを継続した。
- 2 日 EU・EPA については、7 月の第 25 回日 EU 定期首脳協議の際に署名を行い、12 月、日本側では国会承認を、EU 側では欧州議会本会議にて可決された後に理事会の承認を得て、平成 31 年 2 月に

発効に至った。

- 3 RCEPについては、首脳会議を1回(11月)、閣僚会合を5回(7月、8月、10月、11月、平成31年3月)、交渉会合を4回(4月、7月、10月、平成31年2月)開催した。交渉開始(平成25年5月)から11月までに計7つの章(経済技術協力章、中小企業章、税関手続・貿易円滑化章、政府調達章、制度的規定章、衛生植物検疫措置章及び任意規格・強制規格・適合性評価手続章)が妥結し、そのうち5つの章は平成30年に妥結した。また、11月に開催された第2回RCEP首脳会議においては、「RCEP交渉に係る共同首脳声明」が発出され、同首脳声明では、平成30年におけるRCEP交渉の実質的な進展が歓迎され、令和元年に妥結する決意が表明された。
- 4 日中韓FTAについては、交渉会合を1回(12月)開催した。トルコとの間では5回(4月、6月、9月、12月、平成31年2月)開催した。コロンビアとの間では公式な交渉会合は開催しなかったが、非公式に細部についてのやり取りを実施した。
- 5 既存の協定の関連では、日シンガポールEPA、日メキシコEPA、日タイEPA、日インドネシアEPA、日ASEAN包括的経済連携(AJCEP)協定、日フィリピンEPA、日インドEPA、日スイスEPA、日ペルーEPA、日豪EPA、TPP11、日EU・EPAについて、より経済連携を強化するため実施状況につき意見交換を行うため、あるいは協定上規定されている協定見直しを含めた議論をするための委員会等を平成30年度を通じて計92回開催した。

令和元年度目標

- 1 TPP11協定については、各国と緊密に連携しながら、各種委員会の開催等を通じて着実な実施を確保する。また、21世紀型の新たな共通ルールを広めていくため、TPPが定める高水準のルールを満たす国・地域の新規加入に関する議論を主導していく。同時に、TPPから離脱した米国に対してもその意義・重要性についてトップレベルを含め引き続き働きかけていく。
- 2 日EU・EPAを適切に実施し、必要に応じて適切な措置をとり、日EU経済関係を一層進展させる。また、同EPAの活用を促進し、同EPAから最大限の利益を引き出すべく、日系企業に対し、同EPAについて適切な形で説明及び情報の提供を行う。
- 3 RCEPについては、平成30年11月の第2回RCEP首脳会議において発出された「RCEP交渉に係る共同首脳声明」に、現代的で、包括的な、質の高い、かつ互恵的なRCEPを令和元年に妥結する決意が表明されたことを踏まえ、各国とより一層緊密に連携しつつ、年内妥結に向けて交渉を加速化させる。
- 4 その他、日中韓FTAなどの多国間の経済連携協定、日トルコEPAなどの二国間の経済連携協定及び新規の経済連携協定を、戦略的かつスピード感を持って推進する。
- 5 既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 平成30年12月30日に発効したTPP11協定については、10月に、第2回TPP委員会がニュージーランドにて開催され、TPP委員会の手続規則及び紛争処理のパネル議長の登録簿の2つの委員会決定文書が採択された。また、日本は、4か国の未締結国(チリ、ブルネイ、マレーシア及びペルー)に対して早期締結を働きかけるとともに、英国等の加入関心国への必要な情報提供等の支援を行った。
- 2 日EU・EPAについては、4月に第1回合同委員会を開催し、日EU・EPAのそれまでの運用状況の確認や日EU間の貿易を一層促進するための今後の取組等に関する議論を行い、合同委員会の手続規則等を採択した。また、原産地規則及び税関に関連する事項に関する専門委員会第1回会合(令和元年6月)、物品の貿易に関する専門委員会第1回会合(令和元年11月)等、12分野ある専門委員会・作業部会の各第1回会合を実施した。専門委員会等を通じ、協定の運用について当局間で緊密な意思疎通と問題解決がなされた。協定の利活用促進のための情報提供として、協定第20章に基づき、中小企業への関連情報をまとめて外務省ホームページ上で発信し、随時改訂する等の取組を行っている。
- 3 RCEPについては、首脳会議を1回(11月)、閣僚会合を4回(8月、9月、10月及び11月)、交渉会合を3回(6月、7月及び9月)開催した。11月に開催された第3回RCEP首脳会議においては、「RCEP交渉に係る共同首脳声明」が発出され、安倍総理大臣から、令和2年の議長国ベトナムと協力して16か国によるRCEP署名を令和2年に実現させるべく、引き続き主導的な役割を果たす決意を表明した。同首脳声明では、交渉不参加を表明したインドの未解決の課題の解決のために、全てのRCEP参加国が共に作業していくこととなった。
- 4 日中韓FTAについては、交渉会合を2回(4月及び11月)開催し、首席代表会合、局長・局次長

級会合に加え、各交渉分野に関する専門家レベルのワーキング・グループも開催し、個別具体的な議論を行った。トルコとの間では4回（4月、6月、8月及び10月）開催した。コロンビアとの間では公式な交渉会合は開催しなかったが、様々な形でのやり取りを実施した。

- 5 既存の協定の関連では、日メキシコ EPA、日タイ EPA、日インドネシア EPA、日 ASEAN 包括的経済連携(AJCEP)協定、日フィリピン EPA、日ベトナム EPA、日インド EPA、日ペルーEPA、TPP11 及び日 EU・EPA について、より経済連携を強化するために実施状況につき意見交換を行うための、あるいは協定上規定されている協定見直しを含めた議論をするための委員会等を令和元年度を通じて計 67 回開催した。

令和2年度目標

- 1 TPP11 協定については、各国と緊密に連携しながら、各種委員会の開催等を通じて着実な実施を確保する。また、令和3年 TPP 議長国として、21 世紀型の新たな共通ルールを広めていくため、TPP11 協定が定める高水準のルールを満たす国・地域の新規加入に関する議論を主導するとともに、加入関心国に対して支援を継続する。
- 2 日 EU・EPA の着実な実施のため、必要に応じて適切な措置をとるとともに、本協定を法的基盤として、日 EU 経済関係を一層進展させる。また、令和2年1月末に英国が EU を離脱したことを受け、日 EU・EPA を踏まえ、英国との新たな経済的パートナーシップの構築に速やかに取り組む。
- 3 RCEP については、令和元年 11 月の第3回 RCEP 首脳会議において発出された「RCEP 交渉に係る共同首脳声明」を踏まえ、令和2年中の署名を目指し、引き続き各国と緊密に連携していく。
- 4 その他、日中韓 FTA などの多国間の経済連携協定、日トルコ EPA などの二国間の経済連携協定及び新規の経済連携協定を、戦略的かつスピード感を持って推進する。
- 5 既存の協定については、円滑な実施・運用を確保するとともに、協定の更なる深化を目指す。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

新興国を中心に世界の市場が急速に拡大している中、経済連携協定交渉を推進することにより、世界の経済成長を取り込んでいくことが重要であり、現在交渉中の経済連携協定交渉の進展は、施策の進捗を把握する上で有益であるため。また、保護主義的な動きが広がる中、日本が経済連携協定交渉を推進することは重要な意味を持つ。

日本が TPP11 及び日 EU・EPA の着実な実施並びに TPP11 の拡大に向けて取り組むとともに、RCEP、日中韓 FTA 等の経済連携協定交渉に取り組むことは、世界経済の成長を促し、世界全体の自由で公正な貿易・投資ルール作りの前進に貢献していくために重要である。また、日英間の新たな経済的パートナーシップの構築に速やかに取り組むことは、日系企業の経済活動や世界経済への英国の EU 離脱の影響を最小限とするために重要である。

測定指標 1－3 経済連携協定(EPA)が締結に至るまでの重要段階

	中期 目標値	平成 30 年度		令和元年度		令和2年度
	一年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値	年度目標値
①共同研究が終了した数		①：0	①：0	①：0	①：0	①：0
②交渉会合開催数		②：25	②：15	②：15	②：21	②：20
③交渉が妥結した数	—	③：1	③：0	③：1	③：0	③：1
④署名した数		④：1	④：1	④：0	④：0	④：1
⑤発効した数		⑤：1	⑤：2	⑤：0	⑤：0	⑤：1
⑥委員会等開催回数		⑥：35	⑥：92	⑥：45	⑥：67	⑥：58

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

一般的に、EPA/FTA に関する施策の進捗を数値で表すことは困難であるが、通常 EPA が検討から発効に至るまでの過程並びに発効後の実施及び運用に関する過程に見られる各種件数を確認することは、我が国の EPA/FTA に関する取組の進捗を把握する上で一つの目安になると考えられるため。

平成13年のシンガポールとの EPA 交渉の開始以来、令和2年3月までに21か国・地域との間で18本の EPA/FTA を署名・発効済みである。政府として経済連携協定交渉に関する取組を強化しているところであるが、交渉中の EPA は、複雑な利害調整を要し、困難な交渉が想定される相手国・地域が多くなっていること、また、新規に EPA 交渉を立ち上げた場合でも交渉に一定の時間を要することなどを踏まえた目標設定とした。

--

参考指標：我が国の輸出入額(単位：千億円)			
(財務省貿易統計 HP より引用)	実績値		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
①輸出額	①78.3	①81.5	①76.9
②輸入額	②75.4	②82.7	②78.6

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
①多角的自由 貿易体制の維 持・強化 (平成 7 年度)	各種交渉・会合に向けた準備・検討作業、紛争処理体制の強化(本省及び在外公館)、法律専門家への助言要請、翻訳等を実施する。 各種交渉・会合に向けて綿密な準備・検討作業を行うことで、国際貿易ルールの強化に向けた議論に積極的に貢献することができる。また、紛争処理体制を強化することによって、WTO ルールの実効的な運用を図る。				1-1
	71 (72)	61 (47)	60 (88)	110	082
②経済連携協 定 (平成 15 年度)	EPA 締結に向けた交渉会合の開催、発効済 EPA の実施・運用等を目的とした合同委員会、各種小委員会等の開催等を行う。 交渉会合の開催を通じて、包括的かつ高いレベルの経済連携協定を締結し、また、合同委員会及び各種小委員会等の開催を通じ、発効済 EPA の実施及び運用を改善し、二国間・地域間の経済連携協定を積極的に推進する。				1-2 1-3
	298 (239)	284 (247)	298 (201)	296	081
③政府調達手 続に関する説 明会 (*)	平成26年 3 月に策定された「政府調達手続きに関する運用方針」に基づき、会計年度の可能な限り早い時期において、外務省主催にて、我が国政府が年度内に予定すると見込まれる一定額以上の調達予定案件につき、内外の関係者を対象としたセミナーを開催する。 これにより、WTO政府調達協定に基づく調達手続の透明化に寄与する。				—
	0.6 (0.5)	0.6 (0.6)	0.6 (0.5)	0.7	083
④世界税関機 構(WCO) 拠出 金 (*)	本拠出金は、脆弱国境をもつ中東・北アフリカ地域向けのハンドブックの策定及びワークショップ実施をすることで税関の当局のセキュリティ対策強化に寄与し、同様に、太平洋地域の税関当局に対し、プラスチック廃棄物に対する知識と対応能力の向上に寄与するための支援に充てられる。本拠出金を通じ、税関当局の能力強化及び域内税関当局間の連携強化し、多角的貿易体制の維持強化に寄与する。				1-1
	353 (353)	56 (56)	88 (88)	0	264
⑤世界貿易機 関(WTO) 分担 金 (平成 7 年度)	我が国は、WTO設立協定第 7 条 4 の「世界貿易機関の経費に係る自国の分担金を速やかに同機関に支払う」旨の規定に基づき、分担金支払い義務を果たしている。 この拠出により、WTOはその主要任務である貿易関連協定やその他、貿易関係の加盟国間交渉、紛争解決、貿易政策検討制度の運用が可能となり、当該機関の活動推進・連携を通じた我が国の経済・社会分野における国益の保護・増進に寄与する。				1-1
	949 (949)	958 (958)	914 (914)	869	267

⑥世界貿易機関 (WTO) 事務局拠出金 (平成7年度)	WTO加盟国の約3分の2を占める開発途上国のWTO協定に基づく義務の履行能力の向上や交渉能力不足の解消等を目的として、先進国の任意拠出によるグローバル・トラスト・ファンドが創設され、同ファンドに任意拠出を行っている。 我が国は同ファンドへの拠出を通じ、途上国がWTO協定等に対する正しい理解のもと、より積極的に交渉へ参加することを促すことで、多角的貿易体制の維持・強化に貢献する。				1-1
	26 (26)	26 (26)	14 (14)	18	283
⑦国際貿易センター (ITC) 拠出金 (平成7年度)	ITCは、開発途上国の輸出振興のための技術的援助を行う目的で、WTO及びUNCTADの下に設立された国際機関であり、途上国の輸出産業振興支援の分野で大きな実績を有している。特に、輸出振興に不可欠な民間セクター育成のための案件実施に精通しており、アフリカ地域での経験も豊富であり、途上国やその他の国際機関からも高い評価を受けている。 我が国は、ITCによるプロジェクトへの拠出を通じ、特に女性を中心に開発途上国が適切な貿易促進策を作成・実施するための技術支援に寄与すると同時に、多角的貿易体制の強化に貢献する。				1-1
	6 (6)	6 (6)	4 (4)	3	285
⑧国際貿易センター (ITC) 拠出金 (任意拠出金) (平成28年度)	本拠出金は、ソマリア難民及び国内避難民に対し、IT活用を含む職業訓練を通じて所得機会を創出することにより社会経済的自立行動を促す内容の社会安定化事業の実施に充てられる。本拠出を通じ、ソマリアにおける社会安定化に貢献し、国際経済体制の安定性・法の支配の向上に貢献する。				1-1
	110 (110)	151 (151)	20 (20)	0	375
⑨拡大統合フレームワーク (EIF) 信託基金拠出金 (令和元年度)	拡大統合フレームワーク (EIF: Enhanced Integrated Framework) は、後発開発途上国 (LDC) に特化して貿易分野でのキャパシティ・ビルディングを行う唯一の国際的な枠組み。 本拠出をもって、WTOにおけるキャパシティ格差の是正及び我が国が目指す貿易自由化の実現に寄与する。				1-1
	—	—	13 (13)	9	291

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 2 日本企業の海外展開支援

施策の概要

日本経済の足腰と競争力強化のために、海外で活動する日本企業を支援し、その活力を最大限に引き出す以下の取組を実施する。

1 日本企業支援

外務本省、在外公館、関係省庁及び関係出先機関の間で情報共有及び意思疎通を図り、ビジネス環境の改善、現地情報の提供や在外公館施設の活用、インフラ輸出促進、農林水産品輸出促進等の支援を行う。また、各国の輸入規制や風評被害への対策及び日本が着実に復興に向かっていることの情報発信を強化することで、我が国製品（特に農林水産品）の輸出を正常化し、日本企業の海外展開を支援する。

2 対外・対内投資の戦略的な支援

投資協定について、我が国産業界のニーズに応えるべく交渉を推進する。交渉にあたっては、産業界等との意見交換で出された要望等も参考にしつつ、交渉相手国・地域を戦略的に検討する。

対日直接投資の更なる推進のため、関係省庁や在外公館及び関係民間企業とも連携しつつ、外国企業のニーズを踏まえた日本の投資環境の改善や投資拡大に効果的な支援措置など追加的な施策の継続的な実現に取り組む。

3 海外における知的財産保護強化に向けた取組

国際的な取組を通じた知的財産保護の促進、知的財産に関する二国間対話、在外公館における知的財産担当官の対応力強化等、海外における知的財産保護強化に向けて取り組む。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・第 198 回国会外交演説（平成 31 年 1 月 28 日）
- ・第 201 回国会外交演説（令和 2 年 1 月 20 日）
- ・インフラシステム輸出戦略（令和元年度改訂版）（令和元年 6 月 3 日）
第 2 章 具体的施策
- ・成長戦略フォローアップ（令和元年 6 月 21 日閣議決定）
I. 10. 海外の成長市場の取り込み
I. 10. (2) iii) ①対日直接投資の促進
- ・知的財産推進計画 2019（令和元年 6 月 21 日 閣議決定）
附表 工程表「知的財産推進計画 2017」からの継続項目 22 番及び 99 番

測定指標 2-1 日本企業支援強化に向けた取組 *

中期目標（一年度）

日本経済の成長を後押しするべく、日本企業支援を効果的に推進する。

平成 30 年度目標

- 1 令和 2 年に在外公館の日本企業支援件数 10 万件／年の目標を達成するため、平成 30 年の日本企業支援件数は 7 万件を目標とし、企業のきめ細やかなニーズに対応した日本企業支援を推進すべく、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。また、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化に向けた取組を更に強化すると同時に、外務本省、在外公館ともに企業支援に係る業務の強化・効率化を図る。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。また、外務省だけでなく、経済産業省、JETRO、JICA 等の個々の取組を「見える化」するための努力を行う。
- 2 政府は令和 2 年インフラ受注約 30 兆円を成果目標としている。その実現のために、安倍総理大臣などによるトップセールス、「質の高いインフラ」の対外広報、在外公館の情報収集能力の向上のための在外赴任者向けの研修を更に積極的に実践する。また、インフラアドバイザー経由で得られた情報をインフラプロジェクト専門官や関係省庁、民間企業とも共有しインフラプロジェクト受注に向けて有効活用する。
- 3 政府による、令和元年の農林水産物・食品の 1 兆円輸出目標の目標達成に寄与すべく、平成 30 年度も、各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し、日本企業支援担当官（食産業担当）の活用や、農林水産省を始めとする他省庁との連携により、日本の農林水産物・食品の輸出促進を図る。

- 4 上記1に関連し、日本企業への法的側面からの支援体制を更に強化するため、法曹有資格者等の外部専門家を活用する公館及び体制を増強し、中小・零細を含む日本企業に現地の法令、法制度について情報提供やアドバイスが行き届くよう、法的支援の更なる充実を図る。
- 5 英国のEU離脱に関して、きめ細やかな情報収集を行い、日系企業への情報提供を積極的に行う。日系企業に生じる各種コストを最小限に抑えるための具体的方策をとるよう働きかけを強め、中小企業を含めた所管業界の経済活動が英国のEU離脱後も円滑に継続できるよう必要な取組を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 在外公館において、ビジネス環境の整備のための協議、人脈形成や情報提供、官民共催での在外公館施設を活用した日本製品のPRを積極的に実施した結果、外国企業との具体的な事業連携につながったなど、企業関係者から多くの評価の声が寄せられた。また、グッド・プラクティスを企業等に広く情報提供するため、日本企業支援パンフレットを改訂し、新しい支援事例を掲載するとともに、幹部の講演等で広く活用した。さらに、平成31年3月に「ASEAN日本企業支援担当官会議」を実施し、同地域における日本企業の農水産物輸出促進、インフラ海外展開、中小・中堅企業支援などを議題としてJICA、ジェトロ、JBIC等と共に、外務本省の政策・方針、在外公館の活動例・課題等の共有及び意見交換を行った。（日本企業支援件数については、参考指標1を参照）
- 2 日本企業のインフラ海外展開と輸出促進のために、インフラプロジェクト専門官（平成31年3月末時点で73か国、191名）及びそれをサポートする現地のインフラアドバイザー（平成30年度末現在17公館）を配置し、収集する情報を関係省庁と共有、インフラシステム輸出戦略の策定や、安倍総理大臣、河野外務大臣によるトップセールスに活用した。
安倍政権発足以降のトップセールス等の働きかけの結果、平成22年に約10兆円であったインフラ受注実績は平成27年に20兆円、平成28年に21兆円となるなど令和2年に約30兆円との成長戦略の成果目標の達成に向け取組が進んでいる（平成29年以降については集計中（平成31年3月現在））。
- 3 東日本大震災後の各国・地域による日本製品に対する輸入規制や風評被害への対策については、あらゆる機会を捉え総理大臣等ハイレベルによる撤廃・緩和の働きかけを行うとともに、国内外にて日本の食の安全性等に関する情報発信に努めた。また、国連食糧農業機関（FAO）等の関係国際機関との関係構築を更に進め、第三者機関の我が国の検査体制の有効性等に対する理解を促進した。この結果、平成30年度は新たに4か国・地域（ニューカレドニア、ブラジル、オマーン及びバーレーン）、これまでに計31か国・地域が規制を完全撤廃した。また、天皇誕生日祝賀レセプションなどの機会や全世界の在外公館等の施設及び各地で構築した人脈等を活用し、日本産農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開支援を進め、平成30年の日本産農林水産物・食品の輸出額増大（9,068億円、前年度比12.4%増）に貢献した。
- 4 11か国18公館において、日本人弁護士等に委託し、中小・零細企業を含む日本企業に対し、セミナーや個別相談を通じた現地の法令、法制度についての情報提供を行うことで、法的側面からの支援体制を強化した（平成29年度は11か国15公館）。
- 5 英国のEU離脱に関する政府タスクフォースを9月、11月、平成31年1月及び3月（2回）と定期的に開催し、英・EUの交渉状況や英国内政に関する情報収集を行い、日系企業へ迅速かつ適切な情報提供を行った。また、現地において、EU離脱をめぐる現状や企業活動への影響等留意すべき点についてのセミナーを計12回実施し、日系企業支援に努めた。

令和元年度目標

- 1 令和元年の日本企業支援件数は7万件を目標とし、企業のニーズに対応したきめ細やかな日本企業支援を推進すべく、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。また、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化に向けた取組を更に強化すると同時に、外務本省、在外公館ともに企業支援に係る業務の強化・効率化を図る。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。
- 2 政府は令和2年インフラ受注約30兆円を成果目標としている。その実現のために、安倍総理大臣などによるトップセールス、「質の高いインフラ」の対外広報、在外公館の情報収集能力の向上のための在外公館赴任者向けの研修を引き続き積極的に実践する。また、インフラアドバイザー経由で得られた情報をインフラプロジェクト専門官や関連省庁、民間企業とも共有し日本企業のインフラ海外展開のために有効活用する。
- 3 政府による、令和元年の農林水産物・食品の1兆円輸出目標の目標達成に寄与すべく、令和元年

度も、各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し、日本企業支援担当官（食産業担当）の活用や、農林水産省を始めとする他省庁及び地方自治体等との連携を一層強化し、日本産農林水産物・食品の輸出促進を図る。

- 4 上記1に関連し、日本企業への法的側面からの支援体制を更に強化するため、法曹有資格者等の外部専門家を活用する公館及び体制を増強し、中小・零細を含む日本企業に現地の法令、法制度について情報提供やアドバイスが行き届くよう、法的支援の更なる充実を図る。
- 5 英国のEU離脱に関して、きめ細やかな情報収集を行い、日系企業への情報提供を積極的に行う。日系企業に生じる各種コストを最小限に抑えるための具体的方策をとるよう働きかけを強め、中小企業を含めた所管業界の経済活動が英国のEU離脱後も円滑に継続できるよう必要な取組を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 在外公館において、ビジネス環境の整備のための協議、人脈形成や情報提供、官民共催での在外公館施設を活用した日本製品のPRを積極的に実施した結果、外国企業との具体的な事業連携につながったなど、企業関係者から多くの評価の声が寄せられた。また、グッド・プラクティスを企業等に広く情報提供するため、外務省ホームページに新しい支援事例を掲載した。さらに、12月に「中南米日本企業支援担当官会議」を実施し、同地域における日本企業の農水産物輸出促進、インフラ海外展開、中小・中堅企業支援などを議題としてJICA、ジェトロ、国際協力銀行（JBIC）等と共に、外務本省の政策・方針、在外公館の活動例・課題等の共有及び意見交換を行った。（日本企業支援件数については、参考指標1を参照）
- 2 日本企業のインフラ海外展開と輸出促進のために、インフラプロジェクト専門官（令和2年3月末時点で74か国、200名）及びそれをサポートする現地のインフラアドバイザー（令和元年度末現在12公館）を配置し、現地の情報を収集・集約するとともに関係機関や商工会等との連絡・調整窓口として活用した。また、インフラ担当として活動する他省庁の在外公館赴任予定者向けに赴任前にインフラ輸出研修を実施した。
安倍政権発足以降のトップセールス等の働きかけの結果、平成22年に約10兆円であったインフラ受注実績は平成28年に21兆円、平成29年に23兆円となるなど「令和2年に約30兆円」との成長戦略の成果目標の達成に向け取組が進んでいる（平成30年以降については集計中（令和2年3月現在））。
- 3 東日本大震災後の各国・地域による日本製品に対する輸入規制や風評被害への対策については、あらゆる機会を捉え総理大臣等ハイレベルによる撤廃・緩和の働きかけを行うとともに、国内外にて日本の食の安全性等に関する情報発信に努めた。また、国連食糧農業機関（FAO）等の関係国際機関との関係構築を更に進め、国際機関幹部の訪日の機会などを捉え日本の食の安全性をアピールするとともに、日本産農林水産物・食品に対する我が国の検査体制の有効性等に対する理解を促進した。この結果、令和元年度は新たに3か国（コンゴ民主共和国、ブルネイ及びフィリピン）、これまでに計34か国・地域が規制を完全撤廃した。また、天皇誕生日祝賀レセプションなどの機会や全世界の在外公館等の施設及び各地で構築した人脈等を活用し、日本産農林水産物・食品の輸出促進や食産業の海外展開支援を進め、令和元年の日本産農林水産物・食品の輸出額増大（9,121億円、前年比0.6%増）に貢献した。
- 4 12か国16公館において、日本人弁護士等に委託し、中小・零細企業を含む日本企業に対し、セミナーや個別相談を通じた現地の法令、法制度についての情報提供を行うことで、法的側面からの支援体制を強化した（平成30年度は11か国18公館）。
- 5 英国のEU離脱に関する政府タスクフォースを、7月の英国新政権発足を受け8月に、また、令和2年1月31日に英EU間で署名された離脱協定の発効を受け、同日に、開催する等、英EUの交渉状況や英国内政に関する情報収集を行うとともに、離脱後の日本政府の対応も含め、日系企業へ迅速かつ適切な情報提供を行った。また、現地において、EU離脱をめぐる現状や企業活動への影響、法律上のポイント等留意すべき点についてセミナーを計3回実施し、日系企業支援に努めた。

令和2年度目標

- 1 令和2年の日本企業支援件数は7万件を目標とし、企業のニーズに対応したきめ細やかな日本企業支援を推進すべく、本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化する。また、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化に向けた取組を更に強化すると同時に、外務本省、在外公館ともに企業支援に係る業務の強化・効率化を図る。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。

- 2 政府は令和2年インフラ受注約30兆円を成果目標としている。その実現のために、安倍総理大臣などによるトップセールス、「質の高いインフラ」の対外広報、在外公館の情報収集能力の向上のための在外公館赴任者向けの研修を引き続き積極的に実践する。また、インフラアドバイザー経由で得られた情報をインフラプロジェクト専門官や関連省庁、民間企業とも共有し、日本企業のインフラ海外展開のために有効活用する。
- 3 政府による、農林水産物・食品の一層の輸出拡大目標（令和12年に輸出額5兆円）に寄与すべく、令和2年度も、各国の輸入規制・風評被害への対策を強化し、日本企業支援担当官（食産業担当）の活用や、農林水産省を始めとする他省庁及び地方自治体等との連携を一層強化し、日本産農林水産物・食品の輸出促進を図る。
- 4 上記1に関連し、日本企業への法的側面からの支援体制を更に強化するため、法曹有資格者等の外部専門家を活用する公館及び体制を増強し、中小・零細を含む日本企業に現地の法令、法制度について情報提供やアドバイスが行き届くよう、法的支援の更なる充実を図る。
- 5 英国のEU離脱に伴う各種コストを最小限に抑えるため、英国のEU離脱後の英EU間の将来関係交渉や英国内政等に関して、きめ細やかな情報収集や、日系企業への情報提供等を行い、中小企業を含めた所管業界の経済活動が移行期間終了後も円滑に継続できるよう必要な取組を進める。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

日本企業の支援体制整備や、具体的な支援取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

日本企業支援を幅広く進めるとともに、インフラ輸出促進、我が国産品の輸入規制撤廃、農林水産物・食品の輸出促進などを強化することは、我が国の経済成長を後押しする上で重要である。

英国は令和2年1月末にEUを離脱し、移行期間中（令和2年3月時点では令和2年12月末まで。規定上1年又は2年の延長が可能）に英EU間で将来関係交渉が行われるところ、同交渉の展開を注視しつつ、EU及び英国で活動する現地日系企業への情報提供を行い、経済活動を支援することは重要である。

・成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日）

I 10. 海外の成長市場の取り込み

測定指標2-2 対外・対内投資の戦略的な支援

中期目標（令和2年度）

平成28年5月に策定された「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」を踏まえ、投資関連協定について、令和2年までに、100の国・地域を対象に署名・発効することを目指す。投資協定を通じ、海外における投資環境の整備を促進し、また、日本市場に海外投資を呼び込むことにより、日本経済の成長に貢献する。

平成30年度目標

- 1 戦略的な優先順位をもって、投資協定等の交渉相手国を検討するとともに、新たに6か国との間で新規に交渉を開始することを目指し、相手国と協議する。現在交渉中の19本の協定（アンゴラ、アルジェリア、カタール、アラブ首長国連邦、ガーナ、モロッコ、タンザニア、アルゼンチン、コートジボワール、バーレーン、トルクメニスタン、ジョージア、ヨルダン、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア及びタジキスタン）については、相手国の交渉能力や産業界の要望を踏まえながら、早期妥結を目指す。
- 2 ジェトロとの連携を強化しつつ、126の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」等を活用した対日投資の呼びかけ、国内外での各種セミナーの開催及び政府要人によるトップセールス等に取り組むほか、企業との面談等を通じて企業担当制（注）を推進する。

（注）平成28年3月の第2回対日直接投資推進会議で決定された「外国企業の日本への誘致に向けた5つの約束」に基づいて創設。日本に重要な投資をした外国企業を対象に、副大臣を相談相手につける制度。本制度における外国企業からの相談対応について、当該企業の主な業種を所管する省の副大臣による面会には、外務副大臣並びに担当副大臣が所属する省及び外務省の事務方並びに投資誘致機関（ジェトロ）の職員が同席し、相談対応を支援することとされている。

施策の進捗状況・実績

- 1 平成30年度は3か国（アラブ首長国連邦、ヨルダン及びアルゼンチン）との間で投資協定に署名

したほか、16か国（アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、モロッコ、タンザニア、コートジボワール、バーレーン、トルクメニスタン、ジョージア、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア及びタジキスタン）との間で投資協定交渉を継続させた。また、EU（7月）、パラグアイ（10月）及びアゼルバイジャン（平成31年2月）との間で正式交渉を開始するとともに、新たな正式交渉の開始に向け、チュニジア及びキューバと予備協議を実施した。平成31年3月末現在、発効済の投資関連協定（注）43本と署名済・未発効の5本を合わせると76の国・地域をカバーし、交渉中の24本（投資協定19本、EPA5本）も発効すると94の国・地域をカバーすることとなった。また、「投資関連協定の締結促進等投資環境整備に向けたアクションプラン」（平成28年5月11日）に基づき、体制面においては、投資政策室のみならず、各地域課が主導する案件を増加させ、外務省全体として投資協定交渉体制をより充実させた。

（注）投資協定及び投資章を含むEPA/FTA

- 2 4月にチェコ、6月にハンガリーで投資先としての日本の魅力を発信することなどを目的として対日投資促進セミナーを開催し、現地企業と日本の地方自治体とのビジネスマッチングなどの各種投資呼び込み施策をジェットロとも連携の上、各在外公館にて実施した。また、5月、外務省を含む関係省庁で構成される第6回対日直接投資推進会議が開催され、政府一丸となって地域への対日直接投資を支援する「地域への対日直接投資サポートプログラム」を決定し、外務省からは、在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」による平成29年度の対日直接投資に資する具体的な活動実績が計650件以上にのぼる旨を紹介し、今後の更なる活動に向けての連携強化を確認した。

さらに、「企業担当制」においては、外国企業との面会に外務副大臣又は外務大臣政務官が3回（①5月、エア・リキード社、中根外務副大臣、②7月、エア・リキード社、岡本外務大臣政務官、③12月、フィリップス社、辻外務大臣政務官）同席し、相談内容へのサポートを行った。なお、平成31年3月に対日直接投資促進に向けて、特に東南アジア、米欧からの地方への直接投資の一層の呼び込みを目的とする外務省主催「グローバル・ビジネス・セミナー」を開催した。事後アンケートでは、提出があった参加者のうち約95%がセミナーに満足したとの回答であった。

令和元年度目標

- 1 戦略的な優先順位をもって、投資関連協定の交渉相手国を検討するとともに、新規に交渉を開始することを目指し、相手国と協議する。現在交渉中の19本の投資協定（アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、モロッコ、タンザニア、コートジボワール、バーレーン、トルクメニスタン、ジョージア、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャン）については産業界の要望等を踏まえながら、早期妥結を目指す。また、既存の投資協定を締結している国との間で投資に関する規律の更新を目指す。
- 2 ジェットロとの連携を強化しつつ、126の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」等を活用した対日投資の呼び掛け、国内外での各種セミナーの開催及び政府要人によるトップセールス等に取り組むほか、企業との面談等を通じて企業担当制を推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 令和元年度は2か国（モロッコ及びコートジボワール）との間で投資協定に署名したほか、17の国・地域（アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、バーレーン、トルクメニスタン、ジョージア、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャン）との間で投資関連協定（注）交渉を継続した。また、署名済みであった日アルメニア投資協定が5月に発効し、投資に係る規定を含む日・ASEAN包括的経済連携協定第一改正議定書につき、4月までに全交渉参加国による署名が完了した（日本は平成31年2月27日に署名）。令和2年3月末現在、発効済の投資関連協定44本と署名済・未発効の7本を合わせると78の国・地域をカバーし、交渉中の21本（投資協定17本、EPA4本）が発効すると94の国・地域をカバーすることとなる。また、新規交渉立ち上げの可能性も含めた投資関連協定の締結促進については、外交的・経済的観点から継続的に検討を行っている。

（注）投資協定及び投資章を含むEPA/FTA

- 2 11月に開催した英国での対日直接投資促進セミナーや、欧州各国での日EU・EPA発効を捉えたセミナーにおいて、投資先としての日本の魅力を発信する等、各在外公館にてジェットロとも連携の上、現地企業と日本の地方自治体とのビジネスマッチングなどの各種投資呼び込み施策を実施した。また、4月、外務省を含む関係省庁で構成される第7回対日直接投資推進会議が開催され、地域への投資誘致の取組を一層強化する「対日直接投資 集中強化・促進プログラム」を決定した。外務省からは阿部外務副大臣が出席し、在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」による平成30

年度の対日直接投資に資する具体的な活動実績が計 700 件以上に上る旨を紹介し、今後の更なる活動に向けての連携強化を確認した。

さらに、「企業担当制」においては、外国企業との面会に中山外務大臣政務官が 3 回（①10 月、ファイザー社、②11 月、エア・リキード社、③12 月、フィリップス社）同席し、相談内容へのサポートを行った。令和 2 年 3 月、対日直接投資促進に向けて、特にインドを始めとするアジア、米欧からの地域への対日直接投資の一層の呼び込みを目的とする外務省主催「グローバル・ビジネス・セミナー」を東京で開催する予定であったが、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況を踏まえ、中止とした。

令和 2 年度目標

- 1 戦略的な優先順位をもって、投資関連協定等の新規交渉相手国を検討する。現在交渉中の 17 本の投資関連協定（アンゴラ、アルジェリア、カタール、ガーナ、タンザニア、バーレーン、トルクメニスタン、ジョージア、セネガル、キルギス、ナイジェリア、ザンビア、エチオピア、タジキスタン、EU、パラグアイ及びアゼルバイジャン）については、産業界の要望等を踏まえながら、早期妥結を目指す。また、既存の投資関連協定を締結している国との間で投資に関する規律の更新を目指す。
- 2 ジェトロとの連携を強化しつつ、126 の在外公館に設置した「対日直接投資推進担当窓口」等を活用した対日投資の呼び掛け、国内外での各種セミナーの開催及び政府要人によるトップセールス等に取り組むほか、「企業担当制」における外国企業の相談内容へのサポートを推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

- 1 投資関連協定は、海外におけるビジネス環境整備のために重要であるところ、中長期的方針をまとめた「投資環境整備に向けたアクションプラン」（平成 28 年 5 月 11 日）に沿って、投資関連協定の充実を図ることは有益であるため。

令和 2 年 3 月末現在で、発効済及び署名済・未発効の投資関連協定で 78 の国・地域をカバーし、現在交渉中の 21 本（投資協定 17 本、EPA 4 本）の投資関連協定が発効すると 94 の国・地域をカバーすることとなる。他方、交渉相手国の事情もあり、必ずしも交渉が円滑に進まないおそれもあることを踏まえつつ、目標を設定した。

- 2 令和元年 6 月に閣議決定された「成長戦略フォローアップ」では、「2020 年までに外国企業の対内直接投資残高を 35 兆円に倍増する」との目標が確認されており、対日投資促進セミナーの開催を含む投資誘致に係る様々な取組は、施策を推進する上で有益であるところ、日本の対内直接投資残高は、対 GDP 比で 5 %に満たず、平成 29 年に 40 %台となった OECD 諸国の平均値と比較すると依然として低い水準にあり、かかる現状を打開すべく、投資誘致や投資環境の整備が極めて重要であるため。

対日投資の拡大は、海外の優れた人材や技術を呼び込み、雇用やイノベーションを創出し、今後の日本経済の成長力強化及びグローバル経済の利益享受につながるという意味で極めて重要であり、引き続き、令和 2 年までに外国企業の対日直接投資残高 35 兆円に増加させるとの政府目標の達成に貢献すべく、外交リソースを最大限活用して、対日直接投資促進に資する取組を進めていく。

測定指標 2 - 3 海外における知的財産保護強化に向けた取組

中期目標（一年度）

- 1 国際社会における知的財産保護の促進を図る。
- 2 経済連携協定や二国間対話等を通じて、知的財産の保護強化を促進する。
- 3 日本企業の知的財産侵害被害の大きな地域において取組を進め、日本企業の海外展開支援を行う。

平成 30 年度目標

- 1 多数国間の国際会議における議論への一層の積極的な参加を通じ、国際社会全体における知的財産保護の促進を図る。
- 2 二国間及び多数国間の経済連携協定交渉の場において、より高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組む。また、日本企業の知的財産の保護強化及び模倣品・海賊版対策のため、二国間の対話を通じた働きかけを行う。
- 3 在外公館における知的財産担当官の更なる能力強化及びジェトロ現地事務所等関係機関との連携強化を通じ、海外において知的財産の侵害を受けている日本企業を支援するための体制をこれまで

以上に強化することにより、知的財産保護の面から海外における日本企業支援を一層推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 WTO 貿易関連知的所有権 (TRIPS) 理事会 (6、11 月及び平成 31 年 2 月)、世界知的所有権機関 (WIPO) 関連会合 (5、6、9、11、12 月及び平成 31 年 3 月)、APEC 知的財産専門家会合 (IPEG) (8 月) といった多数国間会合の場における議論への積極的な参加を通じ、国際的な知的財産保護を促進した。
- 2 RCEP 協定交渉、日トルコ EPA 交渉を始めとする交渉の場において、WTO/TRIPS 協定よりも高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組んだ。また、ネパールにおいて、日本企業の商標権保護のため、現地大使館等を通じて相手国政府への働きかけを実施し、相手国政府から前向きな対応を引き出した。
- 3 12 月にドバイ (中東アフリカ地域対象) で、平成 31 年 1 月にバンコク (東南アジア地域対象) で、在外公館知的財産担当官会議を開催し、現地日本企業やジェトロも交えた官民合同の意見交換を行い、知的財産被害の現状分析及びその対応ぶりに関するベストプラクティスの共有等を通じ、日本企業支援体制を強化した。在外公館赴任前研修においても知的財産に関する研修を定期的を実施し、担当官の能力強化を図った。

令和元年度目標

- 1 多数国間の国際会議における議論への一層の積極的な参加を通じ、国際社会全体における知的財産保護の促進を図る。
- 2 二国間及び多数国間の経済連携協定交渉の場において、より高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組む。また、日本企業の知的財産の保護強化及び模倣品・海賊版対策のため、ハイレベルの対話の場も活用し、二国間の対話を通じた働きかけを行う。
- 3 在外公館における知的財産担当官の更なる能力強化及びジェトロ現地事務所等関係機関との連携強化を通じ、海外において知的財産の侵害を受けている日本企業を支援するための体制をこれまで以上に強化することにより、知的財産保護の面から海外における日本企業支援を一層推進する。

施策の進捗状況・実績

- 1 WTO 貿易関連知的所有権 (TRIPS) 理事会 (5、10 月及び令和 2 年 2 月)、世界知的所有権機関 (WIPO) 関連会合 (4、6、9、10 月及び令和 2 年 3 月)、APEC 知的財産権専門家会合 (IPEG) (8 月) といった多数国間会合の場における議論への積極的な参加を通じ、国際的な知的財産保護を促進した。
- 2 RCEP 協定交渉、日中韓 FTA 交渉、日トルコ EPA 交渉を始めとする交渉の場において、WTO/TRIPS 協定よりも高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組み、9 月には、WTO/TRIPS 協定を上回る知的財産保護及び権利行使を含む RCEP 知財章のテキストベースの交渉を完了した。また、アフリカにおいて、日本企業の商標権保護のため、現地大使館等を通じて相手国税関への働きかけを実施し、日本企業製品の模倣品の摘発に成功した。
- 3 在外公館赴任前研修においても知的財産に関する研修を定期的を実施し、担当官の能力強化を図った。

なお、令和 2 年 3 月に中国及びワルシャワ (欧州地域対象) で、現地日本企業やジェトロも交えた官民合同の意見交換、知的財産の被害の現状分析、日本企業からの知的財産関連相談に対するベストプラクティスの共有等を通じ、日本企業支援体制を強化することを目的として、在外公館知的財産担当官会議を企画・準備したが、実施予定地域における新型コロナウイルスの流行や入国・渡航制限等のため、開催は中止となった。

令和 2 年度目標

- 1 多数国間の国際会議における議論への一層の積極的な参加を通じ、国際社会全体における知的財産保護の促進を図る。
- 2 二国間及び多数国間の経済連携協定交渉の場において、より高いレベルの知的財産保護が得られるよう取り組む。また、日本企業の知的財産の保護強化及び模倣品・海賊版対策のため、ハイレベルの対話の場も活用し、二国間の対話を通じた働きかけを行う。
- 3 在外公館における知的財産担当官の更なる能力強化及びジェトロ現地事務所等関係機関との連携強化を通じ、海外において知的財産の侵害を受けている日本企業を支援するための体制をこれまで以上に強化することにより、知的財産保護の面から海外における日本企業支援を一層推進する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

海外における知的財産保護に向けた取組の実績を測ることは、日本企業支援の進捗を把握する上で有益であるため。

近年、アジア地域を中心に知的財産侵害が拡大しており、日本企業は深刻な悪影響を受けている。このような状況を改善していくためには、WIPO 及び WTO・TRIPS 理事会における国際的なルール作りの場への積極的な参画、二国間及び多数国間の経済連携協定、二国間対話を通じた相手国政府への働きかけを通じて効果的に知的財産保護を図っていくことが重要である。また、日本企業を迅速かつ効果的に支援するため、在外公館における知的財産担当官の対応力強化についても継続して取り組んでいくことが重要である。

- ・知的財産推進計画 2019（令和元年 6 月 21 日 閣議決定）

附表 工程表「知的財産推進計画 2017」からの継続項目 22 番（通商関連協定等を活用した知財保護と執行強化）及び 99 番（正規品・正規版コンテンツの流通拡大と一体となった模倣品・海賊版対策）

参考指標 1：在外公館における日本企業支援実績件数

	実績値		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	60,268	56,492	65,530

参考指標 2：知的財産保護に関する在外公館の相談対応件数

	実績値		
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
	236	311	342

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計（執行額） (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
① 海外の日本企業支援 (*)	<p>本省・関係省庁と在外公館・関係出先機関等での情報共有及び意思疎通を一層強化するとともに、個別企業からの相談への対応のワン・ストップ化・効率化を図る。グッド・プラクティスや、在外公館に寄せられる相談等の事例・データを蓄積し、今後の企業支援業務に資するよう、関連情報を整備する。</p> <p>インフラプロジェクト専門官・インフラアドバイザーを活用し、海外における日本企業のインフラ受注を促進する。海外のインフラ案件等の情報を収集し、他省庁との情報共有を図る。</p> <p>各国の輸入規制・風評被害への対策を強化する。日本企業支援担当官（食産業担当）や、農林水産省を始めとする他省庁との連携により、日本の農林水産物・食品の輸出促進を図る。</p> <p>法曹有資格者等の外部専門家を活用し、日本企業に対し、現地の法令、法制度について情報提供やアドバイスを行う。</p> <p>上記の手段によって、インフラ輸出や日本製品の輸出促進を含む日本企業の海外展開支援を強化し、日本経済の成長に寄与する。</p>				2-1
	66 (62)	64 (56)	66 (53)	65	084
② 知的財産権侵害対策 (平成 18 年度)	<p>知的財産権保護に関する国際会議への出席、模倣品・海賊版対策等に関する調査・分析の実施、及び知的財産担当官会議の開催を行うことにより、海外に拠点を持つ日本企業を支援する。</p> <p>これにより日本企業が展開先の国において知的財産権を侵害されることが</p>				2-3

	減り、または侵害時に知的財産担当官の支援によって有効な対策を採ることができるため、日本企業の円滑な海外展開を支援することにつながる。				
	14 (10)	14 (10)	13 (8)	13	085
③対日直接投資支援経費 (平成28年度)	対日直接投資促進のために、外国企業による投資案件の発掘・誘致活動を推進する。セミナー開催を通じ、外国企業経営者の意見の吸い上げや外国企業のニーズを踏まえ、更なる投資に向けた課題を探っていく。 これにより国内投資環境を整備・改善していく。				2-2
	0 (0)	3.4 (1.6)	2 (0.1)	1.9	091
④英国のEU離脱に係る日系企業支援 (平成28年度)	英国のEU離脱に係る日本企業への悪影響を最小限にするため、外部専門家の知見も活用しつつ、在外公館によるきめ細やかな支援を行う体制を整備するとともに、日系企業が多数集積する地域の在外公館においてタイムリーな情報提供・相談等を開催する。 これにより日系企業の英国及びEUにおける経済活動のための環境整備に寄与し、さらには、日本企業（日系企業を含む）の海外展開を後押しすることにもつながる。				2-1
	4.3 (3.2)	1.5 (11.2)	16 (0.9)	12.4	086
⑤対外投資の戦略的な支援 (平成20年度)	投資協定等の各種経済条約の締結を推進するとともに、合同委員会等を通じた相手国のビジネス環境の改善、在外公館施設を活用した現地情報の入手や人脈形成への協力等の支援を実施する。 投資協定を通じ、日本企業にとっての海外におけるビジネス環境の一層の整備と、個別企業への活動支援により、日本企業の海外展開を促進することで、日本経済の成長を後押しすることに寄与する。				2-2
	—	—	—	—	—

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 3 経済安全保障の強化

施策の概要

エネルギー、鉱物資源、食料といった国民生活の基礎を成す資源の安定的かつ安価な供給を確保するためには、世界全体として資源安全保障の強化を図ることが重要である。かかる観点から、他国との良好かつ安定的な関係を維持するとともに、政治・外交・経済・国際法的側面を含む包括的な視点から、エネルギー、鉱物資源、食料、漁業分野での国際協力を推進する。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・経済財政運営と改革の基本方針 2019(令和元年6月21日 閣議決定)
第2章 5. (5) ① 資源・エネルギー
- ・成長戦略実行計画(令和元年6月21日 閣議決定)
第2章 7 (2) 再生可能エネルギーの大量導入と脱炭素化の実現
- ・国家安全保障戦略(平成25年12月17日 国家安全保障会議決定、閣議決定)
IV 5 地球規模課題解決のための普遍的価値を通じた協力の強化
- ・第201回国会外交演説(令和2年1月20日)
世界の主要なエネルギーの供給源である中東地域の海域における航行の安全確保
- ・鯨類科学調査を安定的かつ継続的に実施するための基本的な方針について(平成30年6月26日 閣議決定)

測定指標 3-1 我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保 *

中期目標 (一年度)

関係する国際機関や多国間の枠組み等での議論に積極的かつ主体的に参加・貢献するとともに、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、我が国への資源・エネルギーの安定的供給の確保を図る。また、我が国の優れた省エネルギーや再生可能エネルギー技術の普及を図る。

平成30年度目標

- 1 関係する国際機関や多国間の枠組み等における議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、資源・エネルギーに関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の資源・エネルギー安全保障政策の立案・実施に活用する。
 - (1) 国際エネルギー機関(IEA)については、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業、市場分析、非メンバー国との協力事業を支援する。
 - (2) 国際エネルギー・フォーラム(IEF)は、産出国と消費国の対話フォーラムであるところ、引き続き、エネルギー・ガバナンス等我が国が重視する課題の議論に積極的に貢献する。また、平成30年4月にニューデリー(インド)において開催される閣僚級会合において、積極的に議論に参加し、我が国の関心事項やエネルギー外交の取組について積極的に発信する。
 - (3) エネルギー憲章条約(ECT)については、自由貿易の推進にエネルギー分野の取引が果たす役割の大きさを念頭に、エネルギー憲章プロセスへの参加国拡大を通じたエネルギー分野での投資促進に係る法的枠組みの基盤強化と裾野拡大を引き続き図る。
 - (4) 国際再生可能エネルギー機関(IRENA)については、再生可能エネルギーの普及促進・政策助言・途上国のキャパシティ・ビルディング(能力構築)などを中心とした活動を支援する。
 - (5) G7、G20、APEC等における議論や各種協力についても、我が国が重視する点が反映されるよう積極的に議論に貢献する。特にG20については、令和元年に我が国が議長国を務めるところ、関係省庁と連携しつつトロイカメンバー(注)として積極的に貢献する。

(注)「G20作業を運営する体制」をトロイカ体制といい、現議長国、前議長国及び次期議長国による協力体制が組まれる。
- 2 エネルギー・鉱物資源専門官制度に関しては、平成28年度から開始した特定地域を対象とした担当官会議を引き続き平成30年度も実施する。ここでの成果を、平成30年度中に日本国内にて開催予定の在外公館戦略会議に共有し、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、資源国との二国間での取組を推進する。地域担当官会議と在外公館戦略会議の双方に関して、議論内容のうち公表可能な点については引き続き積極的に対外的な発信を行う。
- 3 河野外務大臣が平成30年1月のIRENA第8回総会における政策スピーチで「再生可能エネルギー

外交」の推進に取り組むことを表明したことを踏まえ、国内外への積極的な情報発信等を通じた我が国の省エネルギーや再生可能エネルギー技術の普及等を通じ、世界のエネルギー転換への貢献を進める。また、平成 28 年 4 月に安倍総理大臣が立ち上げた、未来の新エネルギー社会実現に向けたモデルを福島で創出して世界に発信し、福島を再生可能エネルギーや未来の水素社会を切り拓く先駆けの地とする「福島新エネ社会構想」を国際社会に発信する。

施策の進捗状況・実績

- 1 近年世界のエネルギー情勢に構造的な変化が起きていることを踏まえて、IEA、IEF、IRENA、ECT 等への参加・貢献を通じて、国際的なエネルギー市場の透明性の向上や、エネルギー投資の促進、非加盟国との協力強化等に積極的に取り組んだ。
 - (1) IEA においては、平成 30 年度に開催された全ての理事会及び各常設作業部会に参加し、非メンバー国との協力の更なる強化や石油備蓄制度の見直し等についての議論に積極的に貢献した。特に平成 31 年 1 月からは、大江経済協力開発機構 (OECD) 日本政府代表部特命全権大使が日本人として 24 年ぶりに理事会議長を務めており、我が国の立場との整合性を確保しつつメンバー間の意見の調整を図り、世界のエネルギー安全保障の強化に資する合意の形成を目指して、理事会における議論を主導している。また、IEA との間では、国際会議の機会等を活用して緊密に意見交換を行っており、10 月にファティ・ピロル事務局長が訪日した際には河野外務大臣への表敬を行い、エネルギー安全保障分野における日本と IEA との一層の関係強化を確認した。ピロル事務局長は、4 月には中根外務副大臣との間でも意見交換を行った。
 - (2) IEF においては、4 月にニューデリー (インド) で第 16 回閣僚級会合が開催され、中根外務副大臣が出席し、エネルギーアクセスの向上をテーマとするセッションにパネリストとして参加し、日本の先進的な技術力とイノベーションの力を活用して世界の未電化地域のエネルギーアクセス拡大に寄与していく旨発言した。同会合の機会に、中根外務副大臣はスン・シェンション IEF 事務局長との意見交換を行い、スン事務局長からは日本の IEF への積極的な貢献に謝意が表された。
 - (3) ECT においては、事務局を通じてエネルギー憲章プロセスへの新規加入促進活動を支援するとともに、二国間の働きかけを継続した。日本を含む加盟各国や事務局の取組の結果、12 月にヨルダンが、平成 31 年 1 月にはイエメンが中東諸国として初めて ECT に加入し、さらには中国が ECT 加入に必要な 3 つの報告書の作成を全て終え、他にも複数の国が加入に向けた取組を着実に進めるなど、投資促進に係る法的枠組の基盤強化と裾野拡大に進展が見られた。
 - (4) IRENA については、平成 31 年 1 月にアブダビ (アラブ首長国連邦) で行われた第 9 回総会に、辻外務大臣政務官が出席して河野外務大臣スピーチを代読し、世界における再生可能エネルギーの一層の普及拡大に向けて日本として積極的な役割を果たしていきたい旨述べた。また、同総会において、再生可能エネルギーがもたらす社会経済的メリットの議論の中で「福島新エネ社会構想」を説明し、再生可能エネルギーの利活用に基づいたスマートコミュニティの実践や地方自治体による再生可能エネルギー活用の事例を紹介した。なお、同総会では、日本は IRENA 設立以来 5 期連続で理事国に選出された。IRENA との間では、アミン事務局長と外務省政務との意見交換を計 5 回実施 (河野外務大臣：4 月及び平成 31 年 3 月、岡本外務大臣政務官：9 月、辻外務大臣政務官：平成 31 年 1 月及び 3 月) するなど緊密に意見交換を行い、日・IRENA 関係の一層の強化に向けた議論を行った。第 2 位の分担金拠出国として、再生可能エネルギーの普及促進・政策助言・途上国のキャパシティ・ビルディング (能力構築) などを中心とした IRENA の活動を引き続き支援した。
 - (5) G7、G20、APEC 等における議論や各種協力においても、我が国のエネルギー政策上の立場を首脳会合・閣僚会合等の成果文書や当該フォーラムの今後の活動方針等に反映させるとともに、各国・エコノミーからの出席閣僚やエネルギー専門家に対し発信することができた。特に G20 については、令和元年に日本は議長国を務めており、外務省としても資源エネルギー庁と緊密に連携しつつ、G20 プロセスにおけるエネルギー関連の議論を推進した。
- 2 平成 31 年 1 月の中東地域公館エネルギー・鉱物資源担当官会議及び平成 31 年 2 月の在外公館戦略会議では、外部講師による世界のエネルギー情勢についての現状認識の共有、外務本省からの基本政策の紹介、各大使館員からの任国政府のエネルギー戦略の共有等を行い、国内外のエネルギー情勢を分析して、日本のエネルギー外交の在り方について議論した。これらの会議については、議論の成果を外務省ホームページ上で可能な範囲で公表し、エネルギー業界紙でも取り上げられ、国内での関心喚起にもつながり、その後外務省と関係機関等の間での非公式な勉強会・意見交換会が活性化した。
- 3 (1) 外務省閣僚級招へい事業により、4 月にアミン IRENA 事務局長を日本に招き、「福島新エネ社会構想」に基づく取組を進める福島県の再生可能エネルギー関連施設への訪問、国際セミナー

での講演、日本企業や関係省庁等との意見交換などを実施した。同事務局長から、世界の再生可能エネルギー情勢について広く日本国内に向けて直接発信してもらうとともに、日本の先進的な技術や取組について IRENA 関係者の理解を深めた。

(2) 日本の先進的な再生可能エネルギー・新エネルギー分野の取組を国際社会に発信するため、関係省庁・自治体・企業等の協力を得て、在京外交団を対象とした視察事業として、11月に福島県の再生可能エネルギー関連施設、平成31年3月に神奈川県の水素エネルギー関連施設をそれぞれ訪問し、延べ22か国から延べ23名の参加を得た。

(3) 7月に都内にて「国際シンポジウム：エネルギー転換とアジアのエネルギー安全保障」を開催し、エネルギー分野における国内外の有識者、企業関係者、政府関係者、研究者、在京大使館及び報道関係者等約200名の参加を得た。同シンポジウムでは、最新の分析・研究成果や第一線で得た知見に基づき、テーマに沿って活発な議論が行われた。

(4) 日本の技術やイノベーションについて積極的に国際社会へ発信し、エネルギー転換・脱炭素化に向けた国際連携を進めていくため、日本は10月に太陽に関する国際的な同盟（ISA）（注）に新たに加盟した。

（注）国際社会における太陽エネルギーの利用拡大を目的に、平成27年にインド政府がフランス政府と共に立ち上げた国際協力の枠組み。

(5) 11月にブカレスト（ルーマニア）で開催されたエネルギー憲章会議第29回会合に出席した兒玉欧州連合日本政府代表部特命全権大使からも「福島新エネ社会構想」について紹介する発言を行うなど、エネルギー関連の各種国際会議の機会に我が国の再生可能エネルギー・新エネルギー分野での取組について積極的に発信した。

令和元年度目標

1 IEA、IEF、ECT、IRENA等の関係国際機関や多国間の枠組み等における議論に積極的かつ主導的に参加・貢献する。

(1) IEAについては、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業、市場分析、非メンバー国との協力事業を支援する。また、12月に開催される第27回閣僚理事会を見据え、IEAが掲げる3つの「現代化」（①アジアの新興国を始めとする非IEAメンバー国との関係強化、②石油備蓄義務の見直しを含むエネルギー安全保障の強化、③クリーン・エネルギー技術・省エネルギーの取組を通じたクリーン・エネルギーハブとしての役割強化）を始めとする我が国が重視する議題に関する議論に積極的に貢献する。

(2) IEFは、産出国と消費国の対話フォーラムであるところ、国際エネルギー情勢の変化に応じたIEFの役割を踏まえつつ、エネルギー・ガバナンス等我が国が重視する課題の議論に積極的に貢献する。また、令和2年に北京（中国）において開催される第17回閣僚級会合に向けた議題設定等の議論に積極的に貢献する。

(3) ECTについては、自由貿易の推進にエネルギー分野の取引が果たす役割の大きさを念頭に、エネルギー憲章プロセスへの参加国拡大を通じたエネルギー分野での投資促進に係る法的枠組みの基盤強化と裾野拡大を引き続き図る。

(4) IRENAについては、再生可能エネルギーの普及促進・政策助言・途上国のキャパシティ・ビルディング（能力構築）などを中心とした活動を支援する。また、平成31年4月に就任予定の新事務局長との関係構築を通じ、日・IRENA関係の維持・強化を図る。

(5) G7、G20、APEC等における議論や各種協力についても、我が国が重視する点が反映されるよう積極的に議論に貢献する。特にG20については、令和元年に我が国が議長国を務めるところ、関係省庁と連携しつつ積極的に貢献する。

2 エネルギー・鉱物資源専門官制度については、在外公館戦略会議を開催し、関係省庁・機関、民間企業から最新のエネルギー・資源の動向を共有しつつ、本省と在外公館との間で現状認識や今後の方向性のすり合わせを行い、情報収集・分析を強化し、資源国との二国間での取組を推進する。

3 我が国の省エネルギーや再生可能エネルギー技術に関する国内外への積極的な情報発信等を通じ、世界のエネルギー転換への貢献を進める。また、「福島新エネ社会構想」を国際社会に発信する。

施策の進捗状況・実績

1 平成30年度に引き続き、IEA、IEF、ECT、IRENA等への参加・貢献を通じて、国際的なエネルギー市場の透明性の向上や、エネルギー投資の促進、非加盟国との協力強化等に積極的に取り組んだ。

(1) IEAについては、令和元年度に開催された全ての理事会及び各常設作業部会に参加し、非メンバ

一国との協力の更なる強化や石油備蓄制度の見直し等についての議論に積極的に貢献した。特に、大江国際エネルギー担当大使が理事会議長を務めていることから、我が国の立場との整合性を確保しつつメンバー間の意見の調整を図り、世界のエネルギー安全保障の強化に資する合意の形成を目指して、理事会における議論を主導した。12月に開催された第27回閣僚理事会には、我が国から若宮外務副大臣及び松本経済産業副大臣が出席し、成果として、10年ぶりにコミュニケが発出されるとともに、日本が主導して進めてきた、非メンバー国であるインドとの間での「戦略的パートナーシップ」の立ち上げに向けた協議開始が合意された。また、IEAとの間では、国際会議の機会等を活用して緊密に意見交換を行っており、ファティ・ビロル事務局長とは、9月の同事務局長の訪日時及び12月の第27回閣僚理事会時に若宮外務副大臣が会談を行い、エネルギー安全保障分野における日本とIEAとの一層の関係強化を確認した。加えて、令和2年3月にIEAによるメールでの緊急時対応合同訓練が実施され、日本も参加した。

(2) IEFについては、令和2年にアル・コバール（サウジアラビア）（注：開催地が中国から変更）において開催される第17回閣僚級会合に向け、執行理事会における議論に積極的に参加。昨今の国際エネルギー情勢を踏まえ、重要性が高まるエネルギー安全保障やイノベーションに焦点を当てた議題案（①「新時代のエネルギー安全保障ーリスクと機会への対応」、②「秩序あるエネルギー転換：投資促進のためのエネルギー効率、技術及びイノベーションの共有」）が採用され、また我が国が6月のG20で発信したカーボンリサイクルについても取り扱われることとなった。

(3) ECTについては、12月に開催されたエネルギー憲章会議第30回会合に、我が国から兒玉欧州連合日本政府代表部大使が出席した。今次会合の閣僚セッションでは、「再生可能エネルギー、エネルギー多様化及びエネルギー効率への投資の促進」というテーマの下、エネルギー転換やイノベーションの重要性などについて議論が行われ、兒玉大使が日本政府を代表してエネルギー技術及びイノベーションを促進することの重要性等を述べた。また、同会合では、エネルギー憲章条約（ECT）の規定に基づくレビューの結論文書が採択されるとともに、ECTの近代化に係る交渉の開始が決定された。

(4) IRENAについては、我が国は令和元（2019）年分担金の10.923%を負担し、途上国におけるエネルギー計画・ロードマップの見直し、プロジェクト円滑化、再生可能エネルギーポテンシャル評価（RRA）などの事業を支援している。平成31年4月に新たに就任したフランチェスコ・ラ・カメラ事務局長と外務省ハイレベルとの意見交換を緊密に行っており、6月の同事務局長訪日時に辻外務大臣政務官との会談、令和2年1月の第10回IRENA総会時及び同年3月の同事務局長訪日時に若宮外務副大臣との会談を実施し、国際社会における持続的な再生可能エネルギーの普及に関する意見交換を行い、日・IRENA関係の進化を図った。また、第10回IRENA総会では、若宮外務副大臣から、脱炭素化にむけた我が国の再生可能エネルギー普及促進における取組を紹介し、併せて、再生可能エネルギー関連機器の将来的な大量廃棄問題に言及したスピーチを実施した。

(5) G20、APEC等における議論や各種協力においても、我が国のエネルギー政策上の立場を首脳会合・閣僚会合等の成果文書や当該フォーラムの今後の活動方針等に反映させるとともに、各国・エコノミーからの出席閣僚やエネルギー専門家に対し発信することができた。特にG20については、令和元年に日本は議長国を務めており、外務省としても資源エネルギー庁と緊密に連携しつつ、G20プロセスにおけるエネルギー関連の議論を推進し、持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合において、閣僚声明及びG20軽井沢イノベーションアクションプランを採択した。また、同会合を踏まえ、G20大阪首脳宣言においても、エネルギー安全保障の確保の重要性やエネルギー転換に向けた革新的、クリーンで効率的な技術の更なる発展の重要性等について確認した。

2 令和2年3月に開催予定であった令和元年度エネルギー・鉱物資源に関する在外公館戦略会議について、諸般の事情により延期することとなった。他方、エネルギー・鉱物資源専門官を含む在外公館のエネルギー担当官との間で、各国のエネルギー情勢に関する意見交換を随時行い、次回開催に向けて引き続き連携している。

3 (1) 令和2年1月の第10回IRENA総会において、若宮外務副大臣から、世界最大級の再生可能エネルギー由来水素製造装置の福島における稼働開始予定及び同装置で製造した水素の東京オリンピック・パラリンピックにおける活用について発信した。

(2) 令和2年3月には、脱炭素社会を実現するための日本の取組を紹介する、在京外交団を対象とした「CCUS/カーボンリサイクル・スタディーツアー」（注）を実施し、千葉県野田市の東京理科大学、同県柏市の日立造船柏工場、福島県いわき市の石炭ガス化複合発電施設及びとまとランドいわきを視察し、在京外交団に対して、我が国のクリーンコール技術とCCUSの取組を発信した。

（注）CCUS：(Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage)：工場や発電所などから発生

する二酸化炭素を大気放散する前に回収し、地中貯留に適した地層まで運び、長期間にわたり安定的に貯留したり、回収した二酸化炭素を農作物の育成に利用したり、更に進んで人工光合成などによって新たな商品やエネルギーに変換したりする技術。

(3) 令和2年3月に開催予定であったアジア・エネルギー安全保障セミナーでは、「転換期の選択ーアジア域内における再生可能エネルギー導入の課題と展望」と題して、IEA 及び IRENA の有識者を招いて、我が国やアジアにおける再生可能エネルギー導入に向けた取組及び課題について議論するべく、直前まで開催する方向で準備を進めていたが、新型コロナウイルスの感染拡大に伴う IEA の措置により、IEA の基調講演者の訪日が不可能となったこと等により、開催を延期することとなった。

令和2年度目標

- 1 関係する国際機関や多国間の枠組み等における議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、資源・エネルギーに関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の資源・エネルギー安全保障政策の立案・実施に活用する。
 - (1) IEA については、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応策の分析評価・合同訓練事業、市場分析、非メンバー国との協力事業を支援する。また、非メンバー国であるインドとの「戦略的パートナーシップ」の協議の進展等を含む昨年の閣僚理事会のフォローアップを行う。
 - (2) IEF は、産出国と消費国の対話フォーラムであるところ、引き続き、エネルギー・ガバナンス等我が国が重視する課題の議論に積極的に貢献する。また、9月にアル・コバール（サウジアラビア）において開催される第17回閣僚級会合の議論に積極的に参加し、我が国のエネルギー分野の取組等について積極的に発信する。
 - (3) ECT については、自由貿易の推進にエネルギー分野の取引が果たす役割の大きさを念頭に、エネルギー憲章プロセスへの参加国拡大を通じたエネルギー分野での投資促進に係る法的枠組みの基盤強化と裾野拡大を引き続き図る。特に、令和元年に、ECT の近代化に係る交渉の開始が決定されたことを受け、一連の交渉会合において、我が国として、エネルギー安全保障を確保しつつエネルギー転換を進めること、また、投資保護水準を維持・向上させることが重要という考えの下、積極的に交渉に関与していく。
 - (4) IRENA については、再生可能エネルギーの普及促進、政策助言、途上国のキャパシティ・ビルディング（能力構築）などを中心とした同機関の活動を支援し、また、日本の持続的な再生可能エネルギー普及のための取組について発信することを通じて、日・IRENA 関係の維持・強化を図る。
 - (5) G7、G20、APEC 等における議論や各種協力についても、我が国が重視する点が反映されるよう積極的に議論に貢献する。特にG20については、令和元年の我が国の議長国下での成果を踏まえた議論が行われるよう、関係省庁と連携しつつ積極的に貢献する。
- 2 エネルギー・鉱物資源専門官制度については、在外公館戦略会議を開催し、関係省庁・機関、民間企業から最新のエネルギー・資源の動向を共有しつつ、本省と在外公館との間で現状認識や今後の方向性のすり合わせを行い、情報収集・分析を強化し、資源国との二国間での取組を推進する。
- 3 我が国の省エネルギーや再生可能エネルギー技術に関する国内外への積極的な情報発信等を通じ、世界のエネルギー転換への貢献を進める。また、「福島新エネ社会構想」を国際社会に発信する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

我が国の資源・エネルギーの安定供給の確保、世界全体としての資源・エネルギー安全保障の強化のため、国際機関や多国間の枠組み等への参加・議論の主導・貢献のほか、二国間関係での取組に関する実績を測ることは、施策の進捗を測る上で有益であるため。

資源・エネルギーの安定供給の確保に向け、継続して多国間の協力枠組みにおける議論に積極的かつ主導的に参加・貢献していくことが重要である。

測定指標3-2 我が国及び世界の食料安全保障の強化

中期目標（一年度）

関係する国際機関や多国間の枠組み等での議論に積極的かつ主体的に参加・貢献するとともに、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化し、我が国及び世界の食料安全保障の維持・強化を図る。

平成 30 年度目標

- 1 国連食糧農業機関 (FAO)、国際穀物理事会 (IGC)、国際コーヒー機関 (ICO) 等の関係する国際機関や、G 7、G 20、APEC 等の多国間の枠組み等での議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、食料・農業に関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の食料安全保障政策に反映する。
特に FAO については、我が国が世界第 2 位の分担金拠出国であることも踏まえ、日・FAO 関係の抜本的強化を引き続き進める。具体的には、平成 30 年度中に開催予定の第 3 回日・FAO 年次戦略協議等の機会を通じて、我が国が重視する分野や取組について FAO に働きかけを行うとともに、日本人職員の増強等を中心に取り組む。
また G 20 については、令和元年に我が国が議長国を務めるところ、関係省庁と連携しつつトロイカメンバーとして積極的に貢献する。
- 2 食料・農業関係の外部関係者との意見交換等を通じて、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 FAO については、平成 31 年 1 月に第 3 回日・FAO 年次戦略協議をローマで開催し、FAO 側からはグスタフソン事務局次長（プログラム担当）、リドルフィ・プログラム支援技術局長を筆頭とする関係者、日本からは外務省と農林水産省の両省が参加した。同協議では、我が国の重視する事項について詳細に説明した。具体的には、平成 30 年度補正予算や無償資金協力を含めた FAO への財政貢献が日本による支援であることを受益者に対し明確に示すこと、日本国内における FAO の活動及び成果の認知度向上に向けた取組の進捗を確認すること、日本企業と FAO の連携促進等の進捗状況を確認し、両者のパートナーシップを更に前進させること、日本人職員の増強に向けた進捗と今後の取組を確認すること等を通じ、今後 1 年間で日・FAO 両者が取り組むべき方向性について認識の一致をみた。さらに、飢餓の撲滅を含む SDGs の達成に向け、開発のためのビジネスモデルとしての農業投資、食品ロスに焦点を当てた栄養及びフードシステム、人道と開発と平和の連携等の分野において共に取り組んでいくことを確認した。加えて、令和元年日本において開催する G 20 及び第 7 回アフリカ開発会議 (TICAD 7) や、令和 2 年の栄養サミットに向けた協力についても認識の一致をみた。
また、日本国内における FAO の認知度を向上させるとともに、FAO における日本人職員の増強を図るため、学生、研究者、社会人等の一般国民を対象とした講演会やセミナーも開催し、延べ約 300 名の参加を得た。具体的には、8 月（於：東京）、10 月（於：京都）及び 11 月（於：東京）に、一時帰国中の FAO 日本人職員及び FAO 駐日連絡事務所等の協力を得て、少人数でのキャリアセミナーを開催し、国際機関での勤務に関心を有する参加者へのアドバイスなどを行った。また、平成 31 年 3 月には、より幅広い層を対象に、日本担当 FAO 親善大使である国谷裕子氏及び中村勝宏氏の出席を得て、「SDGs 達成に向けた FAO の貢献と日本の役割」をテーマとする講演会を開催し、約 120 名の参加を得た。
IGC については、理事会を始めとする機会に議論に積極的に参加し、例えば、6 月の理事会では、赤松在英国日本大使館公使が理事会議長に選出され（任期は 7 月から令和元年 6 月まで）、続く 12 月の理事会では、一大輸入国としてのみならず議長輩出国としての立場からも、責任を持って議論の進展に貢献した。ICO についても、我が国にとり望ましい形で適切に組織運営されるよう、農林水産省や関係業界とともに議論に参加した。
G 20 において、食料安全保障は平成 30 年 G 20 アルゼンチン議長国下での 3 つの重点テーマの一つであり、7 月に開催された G 20 農業大臣会合では、「農業の役割を支える健全な土壌」を中心に、世界の農業の持続可能性向上に関して議論が行われ、日本もトロイカとして議論に積極的に貢献した。令和元年に日本が議長国に就任してからは、G 20 プロセスにおける食料・農業関連の議論の取りまとめに当たり、外務省としても農林水産省と緊密に連携した。
G 7 においては、平成 30 年の議長国カナダ及び令和元年の議長国フランスの下で、平成 27 年に定められた「2030 年までに 5 億人を飢餓・栄養不良から救出する」との G 7 全体としての目標（エルマウ・コミットメント）の達成に向けた G 7 各国の支援実績の追跡・分析が行われた。また、カナダ議長国下では、G 7 食料安全保障作業部会 (FSWG) 会合において食料安全保障・栄養分野の政策分析が行われ、我が国も同分野との関連で強靱性の高い共同体の構築に関する発表を行い、積極的に議論に貢献した。フランス議長国下では、アフリカのサヘル地域における若者の雇用促進や栄

養に焦点を当てた議論が行われており、令和元年に TICAD 7、令和 2 年に栄養サミットを主催予定の日本としても、これらの会合に向けた日本の考え方や取組などについて FSWG 会合において紹介するなどして積極的に議論に貢献している。

- 2 国際機関関係者等との意見交換や、FAO や IGC を始めとする国際機関等の報告書を元に、世界の食料安全保障や穀物市場の現状と今後の見通しなどについて資料をまとめ、省内及び関係在外公館向けに配布した。

令和元年度目標

- 1 FAO、IGC、ICO 等の関係する国際機関や、G 7、G 20、APEC 等の多国間の枠組み等での議論や各種協力に積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、食料・農業に関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の食料安全保障政策に反映する。

特に FAO については、我が国が世界第 2 位の分担金拠出国であることも踏まえ、日・FAO 関係の抜本的強化を引き続き進める。具体的には、令和元年度中に開催予定の第 4 回日・FAO 年次戦略協議等の機会を通じて、我が国が重視する分野や取組について FAO に働きかけを行うとともに、日本人職員の増強等を中心に取り組む。

また G 20 については、令和元年に我が国が議長国を務めるところ、関係省庁と連携しつつ引き続き積極的に貢献する。

- 2 食料・農業関係の外部関係者との意見交換等を通じて、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化する。

施策の進捗状況・実績

- 1 FAO については、令和 2 年 1 月に、第 4 回日・FAO 年次戦略協議を東京において実施し、FAO を代表してグスタフソン事務局次長ほか、日本側は外務省と農林水産省の合同チームが出席した。同協議では、平成 31 年 1 月の前回協議からの両者の取組を振り返り、日本の FAO への財政貢献、日本国内における FAO の活動及び成果の認知度向上、FAO における日本人職員による貢献等の進捗状況を確認し、両者のパートナーシップを更に前進させることで一致した。さらに、両者は、チュー・FAO 事務局長が出席した令和元年 8 月の TICAD 7 を振り返るとともに、令和 2 年に日本で開催される東京栄養サミット 2020 について意見交換を行い、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向け、さらなる協力を深めることとした。

また、FAO の国内での認知度の向上と日本人職員の増強を図るため、大学生・大学院生や研究者、社会人等の一般国民を対象とした講演会やセミナーも開催しており、令和元年度には後述の計 2 回のセミナーを実施 (10 月 (於：東京)、12 月 (於：東京)) したほか、FAO の活動を広く知らしめるための FAO 駐日連絡事務所や関係機関によるイベント等に協力を行った。10 月の世界食料デー月間の際に都内で開催されたシンポジウムでは、世界的な食品ロス削減の取組にリーダーシップを発揮している FAO とともに、食品ロス削減の取組への理解を促進し、持続可能な開発目標 (SDGs) の達成に向けた国際的な貢献の可能性について議論を行った。12 月 (於：東京) には、一時帰国中の FAO 日本人職員及び FAO 駐日連絡事務所等の協力を得て、キャリアセミナーを開催し、国際機関での勤務に関心を有する参加者へのキャリアアドバイスなどを行った。

IGC については、理事会を始めとする機会に議論に積極的に参加するとともに、6 月には、IGC の前身の国際小麦理事会から通算して創設 70 周年を迎えるにあたり、議長国を務める我が国が記念行事として在英国日本大使館でレセプションを開催した。主要各国の穀物、食品関係者やメディアが参集するなか、東日本大震災の被災地産品を始めとする日本の「食」の普及促進のプロモーションを進めるとともに、海外での輸入規則の撤廃・緩和に向けた安全性の PR を行った。ICO については、世界的なコーヒー産業の強化及び持続的な拡大の促進という目的の下、我が国にとり望ましい形で適切に組織運営されるよう、農林水産省や関係業界とともに議論に参加した。

G 20 については、5 月に G 20 新潟農業大臣会合が開催され、「農業・食品分野の持続可能性に向けて—新たな課題とグッド・プラクティス」をテーマとして、人づくりと新技術、フード・バリューチェーン (FVC)、SDGs について議論を行った。また、同会合において、越境性動植物疾病への対応についても議論が行われ、特にアフリカ豚コレラ (ASF) については、国際社会が一致団結して対処することの重要性について認識を共有した。議長国として積極的に議論をリードし、大阪首脳宣言においても、強靱な農業・食品バリューチェーンの発展の重要性を確認した。

G 7 については、フランス議長国下での食料安全保障作業部会 (FSWG) の専門家レベル会合において、「サヘル諸国の若者の雇用促進」及び「サヘル諸国の栄養不良との戦い」がテーマとして議

論が行われ、7月4日にパリにて開催された開発大臣会合の機会に、「サヘル地域の若者の雇用創出に関するG7フレームワーク」がFSWGによる文書として公表され、同大臣会合で発出された「G7・G5サヘル・パリ共同コミュニケ」において歓迎された。令和元年にTICAD7を開催、令和2年に栄養サミットを主催予定の日本としても、これらの会合に向けた日本の考え方や取組などについてFSWG会合において紹介するなどして積極的に議論に貢献した。

地域的な協力も進展しており、APECでは、参加国・地域の当局のみならず民間セクターとも連携した形でAPEC食料安全保障に関する政策パートナーシップ(PPFS)を通じて、関連の協力が進められている。チリ議長国下では、持続可能なフードシステムの強化、イノベーションと新技術の適応、協働の促進とFVC・貿易の強化、機会をもたらす地域開発の強化をテーマとし議論が行われた。7月(於：東京)には、APEC食品ロス削減に関するワークショップ「情報通信技術(ICT)と革新的な技術を活用した食品廃棄の削減」を日本として開催し、民間企業によるICTや革新的技術を使った先進的な取組事例等の共有がなされ、PPFSにおける官民連携の促進が図られた。

- 2 国際機関関係者等との意見交換や、FAOやIGCを始めとする国際機関等の報告書を元に、世界の食料安全保障や穀物市場の現状と今後の見通しなどについて資料をまとめ、省内及び関係在外公館向けに配布した。

令和2年度目標

- 1 FAO、IGC、ICO等の関係する国際機関や、G7、G20、APEC等の多国間の枠組み等での議論や各種協力を積極的かつ主体的に参加・貢献する。これにより、各機関・枠組み等の取組と我が国の立場との整合性を然るべく確保するとともに、食料・農業に関する最新の国際情勢等について情報収集を行い、我が国の食料安全保障政策に反映する。

特にFAOについては、我が国が世界第3位の分担金拠出国であることも踏まえ、日・FAO関係の抜本的強化を引き続き進める。我が国が重視する分野や取組についてFAOに働きかけを行うとともに、日本人職員の増強等を中心に取り組む。

- 2 食料・農業関係の外部関係者との意見交換等を通じて、重点国・地域や市場・リスク動向に関する情報収集・分析を強化する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

国連専門機関であるFAOや、世界の食糧需給動向や貿易動向の情報収集・発信を行っているIGC等への参加・貢献に関する実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

我が国及び世界の食料安全保障を強化するためには、関連する多国間の協議に積極的かつ主体的に関与し、貢献することが重要である。

測定指標3-3 海洋生物資源の持続可能な利用のための適切な保存管理及び我が国権益の確保

中期目標(一年度)

我が国国益に即した漁業交渉を主導し、海洋生物資源の適切な保存管理と我が国権益の確保を図る。また、海洋生物資源の持続可能な利用支持国を拡大し、我が国の捕鯨政策に対する国際社会の理解を促進する。

平成30年度目標

- 1 各地域漁業管理機関における議論を引き続き主導する。地域漁業管理機関の年次総会等での議論において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、議論を主導し、我が国の利益に沿った保存管理措置が採択されるよう努める。特にマグロ関連地域漁業管理機関において、我が国の意見を反映させることを通じて我が国マグロ漁業の発展及びマグロ類の安定的な供給を確保することを目指す。
- 2 二国間のみならず、各種多国間会合の機会など、様々な機会を利用し、鯨類の持続可能な利用に関する我が国の立場につき、国際捕鯨委員会(IWC)加盟国の理解を求める。また、IWC以外のフォーラムにおいても、鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用への理解を促進すべく、関係国等への働きかけを行い、IWCにおける鯨類の持続可能な利用を支持する国の勢力拡大を目指す。
- 3 ニホンウナギを含むウナギ類について、国際的な管理体制の構築を目指し、中国・韓国・台湾等と、資源管理のための協力を継続するとともに、国際的な管理体制の構築を目指し、協議を実施するとともに、このような取組への国際社会の理解を得るために働きかけを引き続き行っていく。

- 4 海洋生物資源の持続可能な利用に対する大きな脅威となっている違法・無報告・無規制(IUU)漁業について、違法漁業防止寄港国措置協定を平成29年度に締結したところ、同協定の未締結国に締結を働きかけるなど、IUU漁業対策に積極的に取り組むとともに、多国間での協力を推進していく。北太平洋漁業委員会(NPFC)ではサンマについて漁獲上限の設定案が議論されているところ、これらに積極的に関与し、我が国の意見が反映された効果的な措置の採択を目指す。北極海の公海部分における無規制な漁業を防止する協定の早期の署名・締結を目指す。

施策の進捗状況・実績

- 1 大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)の平成30年の年次会合では、平成29年の年次会合に引き続き、大西洋クロマグロ資源の管理措置の見直し(未配分枠の配分、漁期の緩和等)が議論された。中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)の年次会合においては、我が国の提案に基づき太平洋クロマグロの保存管理措置に関する議論が行われ、漁獲枠の5%を上限として余剰枠を翌年に繰り越すことができるという規定を現行の保存管理措置に追加することで合意された。
- 2 捕鯨政策については、二国間及び多国間会合(6月に我が国主催で開催した水棲生物資源の持続可能な利用に関する会合や7月の東カリブ漁業大臣会合等)の様々な機会を捉え、鯨類を含む海洋生物資源の持続可能な利用及び鯨類科学調査に対するIWC加盟国の理解・支持を得るべく、様々なレベルで働きかけを行った結果、IWC加盟国で我が国を支持する国との結束を強化できたほか、サントメ・プリンシペやリベリアが、新たに我が国と同じ立場でIWCに加盟した。また、長年にわたり機能不全に陥っていたIWCを改革すべく、7月、我が国は異なる立場を持つ加盟国同士が共存できるようIWC改革案を提出した。同改革案は9月のIWC総会において議論されたが、最終的に投票に付され否決された。この結果、IWCでは、国際捕鯨取締条約(ICRW)に明記されている捕鯨産業の秩序ある発展という目的は顧みられることなく、鯨類に対する異なる意見や立場が共存する可能性すらないことが明らかとなり、12月、我が国はICRWから脱退することを決定し、寄託国政府である米国に脱退を通告した。脱退通告後も、ICRW脱退の決定を含む我が国の捕鯨政策について様々な機会に関係国に丁寧に説明し、理解を求めている。また、IWC総会の開催国であり、反捕鯨国であるブラジルにおいて捕鯨関連映画の上映及び意見交換会の実施を支援する等、日本の捕鯨文化等を伝える民間レベルの情報発信を支援し、長期的な視点から、我が国の立場に支持を得られるような国際世論の形成に努めた。
- 3 ニホンウナギについては、ニホンウナギを産出、輸出する中国、韓国、台湾等と協議を実施し(6月)、平成26年9月に国際的な管理体制構築及び養殖池への種苗池入れ量の制限等を内容として発出した共同声明の遵守状況や、それ以降、各国・地域が採った管理措置について情報共有等を行うとともに、協議結果を共同プレスリリースとして発表し、国際社会における本取組への理解を呼びかけた。
- 4 違法・無報告・無規制(IUU)漁業について、地域漁業管理機関(RFMO)でのIUU漁船リストに関する議論に積極的に参加した。特に、7月の北太平洋漁業委員会(NPFC)第4回年次会合において、我が国から主体的にIUU漁船リストの追加提案を行った。
NPFCにおけるサンマの保存管理措置については、7月の年次会合において、サンマの洋上投棄の禁止や小型魚の漁獲抑制の推奨等、我が国提案の内容が保存管理措置に追加されるとともに、令和元年の科学委員会において一致した資源評価を得るべく作業を進めることで委員会において合意されるなど、令和元年の年次会合における漁獲上限の設定に向け大きく前進した。
また、中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定につき、10月に、日本、北極海沿岸5か国(米、露、加、ノルウェー及びデンマーク)、中国、アイスランド、韓国、EUとの間で署名を行い、引き続き本協定締結のための国内手続を進めた。

令和元年度目標

- 1 マグロ関連のものを含め、各地域漁業管理機関の年次総会等での議論において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、議論を引き続き主導し、我が国の利益に沿った保存管理措置が採択されるよう努める。特に、大西洋まぐろ類保存国際委員会(ICCAT)においては大西洋クロマグロ、中西部太平洋まぐろ類委員会(WCPFC)においては太平洋クロマグロ、北太平洋漁業委員会(NPFC)においてはサンマの各々に関する保存管理措置における漁獲上限等について、我が国の立場が反映されるよう努める。
- 2 7月に予定している商業捕鯨の再開に向け、二国間のみならず、各種多国間会合の機会など、様々な機会を利用し、我が国の今後の捕鯨政策について、捕鯨支持国だけでなく反捕鯨国にも丁寧に説明し理解を求め、今後の商業捕鯨が円滑に行われるよう国際環境を整える。また、引き続き鯨類の

持続可能な利用を支持する国の勢力拡大を目指す。

- 3 ニホンウナギを含むウナギ類について、国際的な管理体制の構築を目指し、中国・韓国・台湾等と資源管理のための協議を実施するとともに、このような取組への国際社会の理解を得るために働きかけを引き続き行っていく。
- 4 違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業について、平成 29 年度に締結した違法漁業防止寄港国措置協定の未締結国への締結の働きかけ、地域漁業管理機関 (RFMO) での IUU 漁船リスト作成など、IUU 漁業対策に積極的に取り組むとともに、多国間での協力を推進していく。また、南インド洋漁業協定 (SIOFA) における公海乗船検査の保存管理措置の策定に関し、引き続き議論に積極的に貢献していく。

さらに、中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定につき、引き続き締結のための国内手続を進め、本協定の早期発効に向け貢献していく。

施策の進捗状況・実績

- 1 大西洋クロマグロについては、令和元年の大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) の年次会合において、対象魚種の拡大などに関する条約改正条文の採択とともに、メバチなどの熱帯マグロの総漁獲許容量 (TAC) を削減させる決定に貢献した。太平洋クロマグロについては、中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) 北小委員会において、日本から、資源の回復目標の達成率を一定以上維持する範囲で漁獲枠の増枠を提案し、増枠は決定されなかったものの、漁獲上限の未利用分に係る翌年への繰越率を現状の 5% から 17% へ増加させること、また、台湾からの通報により大型魚の漁獲上限を台湾から日本へ 300 トン移譲することを可能とする保存管理措置の改正が採択された。サンマについては、北太平洋漁業委員会 (NPFC) 第 5 回委員会会合において、日本主導で、令和 2 (2020) 年漁期における NPFC 条約水域 (公海) での TAC を 33 万トンとする漁獲量規制や、各国が令和 2 年の公海での漁獲量が平成 30 年の実績を超過しないことが初めて決定された。
- 2 日本は、7 月に捕鯨業を再開した。日本の立場に関する国際社会の理解を深めるべく、政府として、捕鯨についての正確な情報提供や主要海外メディアへの投稿 (3 件) 等の機会を通じ、戦略的な発信に取り組んだほか、首脳会談や外相会談、東カリブ漁業大臣会合等の様々な外交機会を捉えて働きかけを行った結果、国際世論の反応は比較的落ち着いたものとなっている。日本は、鯨類資源の持続可能な利用及び適切な管理に必要な科学的情報を集める目的で、長年にわたり鯨類科学調査を実施してきたが、国際捕鯨取締条約脱退後も、国際機関と連携しながら、国際的な海洋生物資源管理に協力するという方針の下、5 月の国際捕鯨委員会 (IWC) 科学委員会において、南極海鯨類資源調査 (JASS-A) や IWC との共同目視調査 (IWC-POWER) などを実施する計画を提出し、同委員会から支持を得た。
- 3 ニホンウナギについては、4 月、日本主導の非公式協議において、資源管理措置に対する科学的な助言を行うことを目的とした科学者会合を定期的で開催することや、国際取引におけるトレーサビリティ (追跡可能性) の改善に向け協力することが、日本、韓国及び台湾の間で確認された。
- 4 違法・無報告・無規制 (IUU) 漁業への早急な対策が国際社会として強く求められている中、日本は IUU 漁業対策への取組を強化すべく、G20 大阪サミットの首脳宣言において、日本のイニシアティブにより、「IUU 漁業に対処する重要性を認識」することの言及を盛り込んだ。また、日本は、寄港国が IUU 漁船に対して入港拒否などの措置をとることについて規定する「違法漁業防止寄港国措置協定」への加入を促すべく、11 月の第 74 回国連総会における持続的な漁業決議非公式作業部会において同協定への加入を要請する旨の追記を主導した。さらに、南インド洋漁業協定 (SIOFA) における公海乗船検査の保存管理措置策定に関し、議論に積極的に貢献し、7 月、これを採択することができた。NPFC において、我が国の提案に基づき IUU 漁船リストに 6 隻が追加された。

中央北極海では、日本は、中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定の締結についての国内手続を経て、受諾書を 7 月に、10 か国・機関中、4 番目にカナダ政府に寄託し、同協定を締結した (交渉参加全 10 か国・機関の締結により発効。令和 2 年 3 月現在、未発効。)

令和 2 年度目標

- 1 各地域漁業管理機関の年次総会等での議論において、我が国の立場に対する理解と支持を確保しつつ、科学的知見に基づき議論を引き続き主導し、我が国の利益に沿った保存管理措置が採択されるよう努める。特に、大西洋まぐろ類保存国際委員会 (ICCAT) においては大西洋クロマグロ、中西部太平洋まぐろ類委員会 (WCPFC) においては太平洋クロマグロ、北太平洋漁業委員会 (NPFC) においてはサンマの各々に関する保存管理措置における漁獲上限等について、我が国の立場が反映され

るよう努める。

2 捕鯨業が円滑に行われる国際環境を整えるため、5月に開催される国際捕鯨委員会（IWC）科学委員会及び9月に開催される IWC 総会にオブザーバーとして参加する等、国際機関と連携しながら、科学的知見に基づく鯨類の資源管理に貢献していく。また、IWC 総会において議論が反捕鯨・鯨類保護に偏ったものとならないよう、鯨類を含む水棲生物資源の持続可能な利用という我が国の立場を共有する国々との連携強化・勢力拡大を図る。

3 ニホンウナギを含むウナギ類について、国際的な管理体制の構築を目指し、中国・韓国・台湾等と資源管理のための協議を実施するとともに、このような取組への国際社会の理解を得るために働きかけを引き続き行っていく。

4 違法・無報告・無規制（IUU）漁業について、平成 29 年度に締結した違法漁業防止寄港国措置協定の未締結国への締結の働きかけ、地域漁業管理機関（RFMO）での IUU 漁船リスト作成など、IUU 漁業対策に積極的に取り組むとともに、多国間での協力を推進していく。

さらに、日本が締結した中央北極海における規制されていない公海漁業を防止するための協定について、未締結の国に対しても早期の参加・締結を呼びかけていくとともに、発効後に備えた署名国による会合に参加し、積極的に議論に貢献していく。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

海洋生物資源の持続可能な利用のための保存管理措置等が検討・決定される地域漁業管理機関の年次会合を始めとした、様々な国際会議等の場における国際的協力への貢献の実績を測ることが、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

世界有数の漁業国及び水産物輸入国として、海洋生物資源の持続可能な利用のための保存・管理に向けた国際的協力を推進していくことが重要である。なお、IWC にも関連会合を含めオブザーバーとして参加し、共同調査を継続する等、鯨類資源の国際的な資源管理に協力していく。

参考指標 1 資源・エネルギーに関連する国際機関や多国間の枠組み等における国際会議・協議への出席件数

	中期目標値	平成 30 年度		令和元年度	
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	—	50	60	60	58

（注）出席実績は、施策の進捗を把握する上での一つの目安となるが各国際機関や多国間の枠組みにおける会議開催回数に左右されるため、本指標は、令和 2 年度から参考指標とすることとした。

参考指標 2 地域漁業管理機関の年次会合等への出席件数

（注）平成 30 年度から、捕鯨に関する会議・協議への出席件数も含む	中期目標値	平成 30 年度		令和元年度	
	--年度	年度目標値	実績値	年度目標値	実績値
	—	24	28	24	18

（注）出席実績は、施策の進捗を把握する上での一つの目安となるが各国際機関や多国間の枠組みにおける会議開催回数に左右されるため、本指標は、令和 2 年度から参考指標とすることとした。

達成手段

達成手段名 （開始年度） （関連施策）	達成手段の概要（注）				関連する 測定指標
	予算額計（執行額） （単位：百万円）			当初予算額 （単位：百万円）	
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
① 資源問題への対応 （平成 21 年度）	在外公館を通じたエネルギー・資源外交の戦略的基盤を維持・強化するため、我が国のエネルギー・鉱物資源の安定供給確保に関係する国の中から 15 か国程度の在外公館の専門官や、外務省内の地域局課及び関係省庁機関等で当該業務に従事する者を招集し、エネルギー・鉱物資源を取り巻く国際情勢及びそれに応じた我が国の戦略及び具体的な対応のあるべき方向性につき意見交換を行う。また、それに先立って、特に資源外交戦略上重要な特定地域を選定し、地域戦略会議を開催し、その成果も踏まえることとする。				3-1 3-4

	これらの取組により、我が国への資源・エネルギーの安定供給の確保に寄与する。					
	4 (4.9)	4 (4.7)	4 (0.4)	4.4	087	
② 国際機関や多国間の取組等を通じた、我が国及び世界の食料安全保障の確保・強化 (*)	国際連合食糧農業機関 (FAO)、国際穀物理事会 (IGC)、国際コーヒー機関 (ICO) 等を通じ、食料安全保障に関する意見交換、情報収集及び提供、食料生産国との関係の維持・強化、途上国支援等を進める。また、FAO 及びその他の「責任ある農業投資」の関係国際機関における議論やそれらの機関が実施するプロジェクト等により、世界の食料安全保障の確保・強化を図るとともに、我が国における食料の安定供給の確保に向けた政策立案等にかし、我が国への食料安定供給を確保・促進する。 これらの取組により、我が国及び世界の食料安全保障の強化に寄与する。					3-2
	-	-	-	-	-	
③ 海洋生物資源の保存と持続可能な利用の原則確保のための国際的協力の推進 (*)	地域漁業管理機関等の年次会合等へ出席し、科学的見地に基づいた捕鯨を含む海洋生物資源の持続可能な利用という我が国の基本的立場に対する理解と支持獲得に努める。 上記を通じ、各地域漁業管理機関等における漁業交渉を主導し、海洋生物資源の適切な利用及び保存管理と我が国権益の確保を図る。					3-3 3-5
	-	-	-	-	-	
④ 鯨類の持続可能な利用に関するセミナー (平成 16 年度)	世界的に反捕鯨国・NGOによる反捕鯨キャンペーンが根強く残る中、我が国と同じく鯨類資源の持続可能な利用を支持する国々を我が国に招へいし、我が国の立場を説明の上、これに対する理解や支持を求めるとともに、参加国との間での意見交換及び情報交換を通じ、緊密な連携を確実なものとする。 上記を通じ、海洋生物資源の持続可能な利用支持国の拡大を目指す。					3-3 3-5
	3 (2)	3 (2)	3 (1.8)	3	088	
⑤ アジア・エネルギー安全保障セミナー (平成 13 年度)	アジアにおけるエネルギー安全保障と投資をテーマとし、各国政府、国際機関、関連企業等の専門家を招へいし、エネルギーをめぐる国際情勢が急速に変化する中でのアジアのエネルギー安全保障の在り方や、今後のエネルギー投資の方向性を議論するようなセミナーを開催し、エネルギー安全保障に係る課題についての内外の理解促進を図るとともに、我が国の外交的取組について積極的に発信する。 これにより我が国を含む国際的なエネルギー安全保障の強化に寄与する。					3-1
	6.3 (3.7)	6.3 (6)	5 (0.4)	4.4	090	
⑥ 捕鯨問題に係る委託調査(平成 30 年度までは、「シー・シェパード対策に係る委託調査」) (平成 26 年度)	IWCからの脱退にともない、捕鯨政策に関する広報戦略や法律的議論の重要性が今後一層高まっていくことが予想されるところ、専門家の支援を受けて、関係各国の国内情勢、世論、法制度の実態を把握し、我が国の立場に支持が得られるような国際世論や国際レジームの形成に向け精緻な準備を行う。 上記を通じ、我が国の基本的立場に対する国際世論の理解を促進し、捕鯨業の円滑な実施を図る。					3-3
	5.5 (0)	5.6 (3)	4 (3)	3.2	089	
⑦ 在京外交団等による国内エネルギー関連施	安倍総理大臣が立ち上げた「福島新エネ社会構想」を受けて、在京外交団等を対象に、新エネ社会構想が進む福島に加えて、国内の新エネ・省エネ先進施設への視察を実施し、我が国の新エネ・省エネ技術を対外発信するとともに、他国でのこれらの技術の活用を促進する。					3-1

設視察 (平成 29 年 度)	これにより、ビジネスチャンスの拡大につなげる機会とし、また我が国を 含む国際的なエネルギー安全保障の強化に寄与する。				093
	1 (0.3)	2.1 (0.3)	0.7 (0.8)	0.7	
⑧ 捕鯨問題 に関する理 解促進のた めの事業 (平成 29 年 度)	海洋生物資源の持続可能な利用という我が国の基本政策に対する理解を求 めるため、捕鯨支持国だけでなく、反捕鯨国のうち我が国の政策に理解を示 してくれることが期待できる国等に対して職員を派遣して政府レベルでの働 きかけを強化し、同時に民間レベルでのセミナーを開催する。 上記を通じ、我が国の基本的立場に対する国際世論の理解を促進する。				3-3 3-5
	3.4 (1.3)	3.8 (5)	3.9 (1.4)	3.8	094
⑨ アジア太 平洋地域の IUU 漁業対策 に関する協 議 (平成 28 年 度)	アジア太平洋地域における IUU 漁業対策推進のため、情報共有システムの構 築（現地漁業の状況、IUU 漁業情報等）やエンフォースメント（寄港国措置、 VMS システム等）に知見を有する我が国専門家を関係国や国際会議に派遣す る。 これによりアジア太平洋地域における IUU 漁業対策に寄与する。				3-3 3-5
	1.7 (0.2)	1.4 (1.2)	1.5 (0.9)	1.4	092
⑩ 日・FAO 年 次戦略協議 及び日・FAO 関係強化に 要する経費 (平成 30 年 度)	日・FAO 年次戦略協議、FAO の取組に関する日本国内向けの広報事業、FAO 幹部の我が国地方訪問等の実施を通じ、日・FAO 間の連携強化及び国民の食料 安全保障に対する理解を一層促進させる。 これにより、世界の食料安全保障の確保・強化を図るとともに、我が国へ の食料安全供給の確保・促進に寄与する。				3-2
	—	2.6 (1.4)	2.3 (0.9)	2.9	095
⑪ 紛争解決 に関する関 係者との協 議 (令和元年 度)	捕鯨に関する見解の相違を踏まえ、国内外において専門家や有識者に助言 を求めるほか、各種関係会合に出席させる。これにより、紛争解決の必要が 生じた場合等に備え、対策のための万全の体制を構築し、入念な準備を行う。 上記を通じ、捕鯨業が円滑に行われるよう国際環境を整える				3-3
	—	—	79.6 (22.7)	66.7	096
⑫ 食料安全 保障に関す るワークシ ョップ開催 に要する経 費 (令和元年 度)	FAO 等の関連国際機関や G20、APEC 等の枠組みで国内で行事を開催する機 会に、飢餓撲滅に関する我が国の取組等を発信するワークショップ等を開催 する。 我が国は世界の食糧安全保障強化に係る取組を積極的に推進しており、また 国内において食料関係の優れた知見・技術等を有しているところ、こうした 取組や知見等を国際発信することにより、SDGs の目標 2（飢餓撲滅）の達成 に寄与する。				3-2
	—	—	2 (0.8)	1	097
⑬ 国際連合 食糧農業機 関 (FAO) 分担 金 (昭和 27 年 度)	我が国は、FAO に対して、FAO 憲章第 18 条第 2 項及び同財政規則第 5 条の 規定に基づき、分担金支払い義務を果たす。本分担金は、FAO が通常予算によ り実施する、食料・農林水産分野における①国際条約等の執行機関としての 国際ルールの策定・実施、②情報収集・分析・統計資料の作成、③国際的な協 議の場の提供、④開発途上国に対する技術助言・技術協力のために使用され る。 我が国は、本分担金の拠出により上記の FAO 通常予算事業の実施を支援す るとともに、FAO の最高意思決定機関である総会を始め、理事会、各種委員会 等の運営組織へ積極的に参加し、さらに FAO との定期的な政策協議（「日・FAO 年次戦略協議」）や日本人職員増強に向けた取組などを通じて、FAO の効果的 かつ効率的な組織運営に貢献することにより食料安全保障の強化に努める。				3-2 3-4
	5,793 (5,793)	5,194 (5,194)	5,270 (5,270)	4,533	265

⑭ 経済協力 開発機構 国際エネルギー 機関 (IEA) 分担金 (昭和 50 年 度)	<p>本分担金は、石油・ガス供給途絶等の緊急時への準備・対応、市場の分析、中長期の需給見通し、非メンバー国との協力、事務局運営等を含む通常予算に使用されている。</p> <p>我が国は、本分担金の拠出により上記事業の実施を支援するとともに、IEA 閣僚理事会、理事会等への積極的な参画等により、世界及び我が国のエネルギー安全保障の強化に寄与する。</p>	3-1 3-4		
	<p style="text-align: center;">378 (378)</p>	<p style="text-align: center;">384 (384)</p>	<p style="text-align: center;">380 (380)</p>	<p style="text-align: center;">360</p>
⑮ エネルギー 憲章条約 (ECT) 分担金 (平成 8 年 度)	<p>本分担金は、締約国の投資環境やエネルギー効率に関する報告書出版やワークショップの開催等による技術的支援等を通じた、投資保護やエネルギー体系における環境への悪影響の軽減に関する政策形成や非加盟国への加入促進のアウトリーチ活動、事務局運営等を含む通常予算に使用されている。</p> <p>我が国は、本分担金の拠出により上記事業の実施を支援するとともに、エネルギー憲章会議を含む ECT 関連会合への積極的な参画等により、我が国企業の利益や我が国へのエネルギーの安定供給の確保、また、エネルギー分野での世界的な投資の自由化・保護の促進に寄与する。</p>	3-1 3-4		
	<p style="text-align: center;">110 (110)</p>	<p style="text-align: center;">111 (111)</p>	<p style="text-align: center;">117 (117)</p>	<p style="text-align: center;">103</p>
⑯ 国際再生 可能エネルギー 機関 (IRENA) 分担 金 (平成 22 年 度)	<p>本分担金は再生可能エネルギー利用の分析・把握・体系化、関連する政策立案・実施上の助言の提供、加盟国の能力開発支援等を含む通常予算に使用されている。</p> <p>我が国は、本分担金の拠出により上記事業の実施を支援することで、再生可能エネルギー促進を目指す我が国の積極的な姿勢を世界に示すとともに、我が国の再生可能エネルギー関連インフラ輸出の推進及び国際的なエネルギー安全保障の向上に寄与する。</p>	3-1 3-4		
	<p style="text-align: center;">28 (25)</p>	<p style="text-align: center;">29 (24)</p>	<p style="text-align: center;">25 (24)</p>	<p style="text-align: center;">25</p>
⑰ 国際穀物 理事会 (IGC) 分担金 (平成 7 年 度)	<p>IGC は「穀物貿易規約」の運用機関。本分担金は、穀物の生産量(生育状況を含む)や貿易に関連する市場情報の収集・分析や、穀物生産・消費・在庫・貿易等に関する各国政府の施策やその変更に関する情報交換を行うための会合の開催、事務局運営等を含む通常予算に使用されている。</p> <p>我が国は、本分担金の拠出により上記事業の実施を支援するとともに、理事会等への積極的な参画等により、円滑な穀物の貿易や国際協力を促進し、世界及び我が国の食料安全保障の強化に寄与する。</p>	3-2 3-4		
	<p style="text-align: center;">22 (20)</p>	<p style="text-align: center;">20 (19)</p>	<p style="text-align: center;">20 (18)</p>	<p style="text-align: center;">17</p>
⑱ 国際エネ ルギー・フォー ラム事務 局 (IEF) 拠出 金 (平成 15 年 度)	<p>本拠出金は、①石油・ガスの生産国と消費国との対話の機会の提供及び利益の相互関係についての理解の促進、②エネルギー、技術、環境、経済成長の間の相互関係に関する研究の促進及び意見交換の場の提供、③安定したかつ透明性のあるエネルギー市場の促進 (国際機関共同データイニシアティブ (JODI))、④事務局運営等を含む通常予算に使用されている。</p> <p>我が国は、本拠出金の拠出により上記事業の実施を支援するとともに、IEF 閣僚級会合、執行理事会等への積極的な参画等により、市場の透明性及び安定性を向上させ、世界及び我が国のエネルギー安全保障の強化に寄与する。</p>	3-1 3-4		
	<p style="text-align: center;">11 (11)</p>	<p style="text-align: center;">11 (11)</p>	<p style="text-align: center;">10 (10)</p>	<p style="text-align: center;">9</p>
⑲ 国際連合 食糧農業機 関 (FAO) 拠出 金 (昭和 27 年 度)	<p>本拠出金は自然災害、紛争、貧困等による深刻な食料・栄養不足を始めとする、緊急に対処すべき農林水産分野の課題に発生している国に対し、FAO との連携により、訓練、資材供与、インフラ整備等の支援を実施するために使用される。</p> <p>我が国は本拠出金を通じ、支援対象地域の食料安全保障・栄養の改善に貢献し、もって我が国を含む国際社会全体の安定化に寄与する。</p>	3-2 3-4		

	1,011 (1,011)	1,150 (1,150)	476 (476)	0	290
--	------------------	------------------	--------------	---	-----

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。

個別分野 4 国際経済秩序形成への積極的参画等

施策の概要

- 1 G7サミットは、国際社会の直面する重要課題を首脳間で議論し、政策面での有効な協力を行っていく場として、また、G20サミットは、経済問題を中心に新興国を含む政策面での協力の場として、それぞれ重要な役割を果たしている。日本は両サミットの議論及び両サミットを通じた政策面での協力を積極的に参画、貢献する。同時に、地球規模課題の解決に向けた取組を強化し、日本にとって好ましい国際経済秩序を作る。
- 2 OECDの諸活動に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジア地域を始めとするOECD非加盟国との関係強化等の分野において引き続き我が国の考えを反映させていく。
- 3 APECの首脳会議、閣僚会議等を通じ、域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた議論や取組を進め、我が国にとって好ましい投資環境や貿易ルールを域内で形成していく。
- 4 国際博覧会の国内開催は、日本の魅力を世界に発信する絶好の機会となる。開催地のみならず、我が国各地を訪れる観光客が増大し、地域経済が活性化する「起爆剤」になることが期待される。2025年国際博覧会の大阪開催に向け準備に取り組んでいく。

関連する内閣の重要政策（施策方針演説等のうち主なもの）

- ・成長戦略フォローアップ（令和元年6月21日）
 - I 10. 海外の成長市場の取り込み
- ・第198回国会外交演説（平成31年1月28日）
- ・第198回国会施政方針演説（平成31年1月28日）
 - 五 戦後日本外交の総決算（世界の中の日本外交）
- ・第200回国会所信表明演説（令和元年10月4日）
 - 四 外交・安全保障（自由貿易の旗手）
- ・第201回国会外交演説（令和2年1月20日）

測定指標 4-1 G7・G20サミットにおける我が国の貢献 *

中期目標（一年度）

G7及びG20サミットに日本の考え方を反映させた形で成功裏に実施し、日本の施策に対する理解の深まりを通じた信頼関係醸成を図る。

平成30年度目標

- 1 G7シャルルボワ・サミット（G7外相会合を含む）の成功裏の実施に貢献し、G7メンバー国との信頼関係の醸成及び日本の施策の積極的な発信を通じて、成果文書に日本の考え方を最大限反映させる。
- 2 G20ブエノスアイレス・サミット（G20外相会合を含む）においては、成長戦略の策定等の日本の施策に対する理解を深めると同時に世界経済の成長への貢献を表明し、新興国を含む参加国と積極的な意見交換を行う。
- 3 日本が令和元年のG20サミットの議長国となることを踏まえ、平成30年の議長国であるアルゼンチンを含む他の参加国との緊密な連携を通じ、議長国として世界の経済成長と繁栄のために効果的なメッセージを発信するために、我が国が目指す具体的成果の実現に向けて、準備を進めていく。さらに、日本のおもてなしの精神、開催地となる大阪ならではの魅力を世界に向けて発信する機会となるよう努める。

施策の進捗状況・実績

- 1 6月8日及び9日、カナダにおいてG7シャルルボワ・サミットが開催された。サミットでは、ルールに基づく国際秩序の促進、保護主義との闘いの継続、ルールに基づく国際貿易体制の重要性を確認するとともに、公平な競争条件を促進するための様々な措置について一致し、これらの議論を踏まえ、G7シャルルボワ首脳コミュニケが発出された。安倍総理大臣は、国際社会に平和と安定をもたらすのは個人の自由な発想と活動を保証する自由、民主主義、人権、法の支配といったG7が共有する普遍的価値に他ならず、国際社会の牽引役としてG7がこれまで以上に役割を果たしていくべき旨力強く訴えたとともに、イノベーションと雇用、貿易、北朝鮮、ジェンダーなどに関する議論を主導した。また、4月22日及び23日、トロント（カナダ）においてG7外相会合が開

催され、北朝鮮情勢、中東情勢、海洋安全保障、テロ・暴力的過激主義等の重要課題につき、胸襟を開いた意見交換を行い、G7外相コミュニケ等を発出した。河野外務大臣は、国際情勢が目まぐるしく変化する中、ルールに基づく国際秩序の牽引役としてのG7の連帯を確認し、力強いメッセージの発出に向けて議論を主導した。

- 2 11月30日及び12月1日、アルゼンチンにおいて、「公正で持続可能な開発のためのコンセンサスの構築」という主要テーマの下、G20ブエノスアイレス・サミットが開催された。貿易関係の緊迫化や新興国経済の脆弱性等のリスクに直面する中で、いかにG20の結束を維持し、経済成長を強化していくか等、首脳間で率直な意見交換が行われ、成果文書としてブエノスアイレス首脳宣言が採択された。同首脳宣言の採択に当たり、日本は、リトリート（G20メンバー及びスペインの首相のみが参加したセッション）及び世界経済のセッションでリードスピーカーとして首脳間の議論を牽引するとともに、G20内の異なる立場や意見の調整に積極的に関与した。我が国は、ブエノスアイレス・サミット終了後からG20議長国を務めることから、閉会セッションにおいて、安倍総理大臣から令和元年6月のG20大阪サミットを見据えた、優先課題の打ち出し、次期議長国としての意気込みを発信し、各国首脳から賛同を得た。
- 3 令和元年6月28日及び29日のG20大阪サミット開催に向け、自由貿易の推進やイノベーションを通じた世界の経済成長の牽引と格差への対処、環境・地球規模課題への貢献を通じて、力強いメッセージを発出すべく、シェルパ会合を始めとする準備会合を開催した。おもてなしの精神、開催地となる大阪・関西ならではの魅力を世界に向けて発信すべく、食事、広報展示、各種行事等について、各省庁・地方自治体を始めとする関係機関と緊密に連携・調整を進めた。

令和元年度目標

- 1 G7ピアリッツ・サミット（G7外相会合を含む）の成功裏の実施に貢献し、G7メンバー国との信頼関係の醸成及び日本の施策の積極的な発信を通じて、成果文書に日本の考え方を最大限反映させる。
- 2 G20大阪サミットにおいては、自由貿易の推進やイノベーションを通じた世界の経済成長の牽引と格差への対処、環境・地球規模課題への貢献を通じて、力強いメッセージを発出すべく、参加国・国際機関と積極的な意見交換を行う。さらに、日本のおもてなしの精神、開催地となる大阪・関西ならではの魅力を世界に向けて発信する機会として活用する。

施策の進捗状況・実績

- 1 8月24日から26日にかけて、フランスにおいてG7ピアリッツ・サミットが開催された。議長のマクロン大統領が掲げた「不平等との闘い」のテーマの下、G7の中心的イシューである、世界経済・貿易や外交・安全保障に関するG7首脳間の率直な議論、そして、アフリカ、環境、デジタル化といった議題については、アウトリーチ国や国際機関、市民社会の参加も得て、多角的な視点から意見交換を行い、成果文書として、G7首脳が合意した事項を簡潔にまとめた「G7ピアリッツ首脳宣言」等を発出した。安倍総理大臣は、国際社会のけん引役として、自由、民主主義、法の支配、人権といった基本的価値を共有するG7が結束し、日本が議長を務めたG20大阪サミットの成果の上に、下振れリスクに対する機動的対応を含む世界経済の成長、自由貿易の推進、気候変動といった地球規模課題、北朝鮮やイランといった外交・安全保障上の課題についてもG7首脳間の率直な議論をリードした。また、4月5日及び6日、ディナール（フランス）においてG7外相会合が開催され、日本からは河野外務大臣が出席した。本会合では、北朝鮮や中国を始めとする地域情勢に加え、女性、海洋安全保障、サイバー、軍縮・不拡散等の国際社会の喫緊の課題について意見交換を行い、G7外相会合共同コミュニケ等を発出した。
- 2 6月28日及び29日、大阪にて安倍総理大臣の議長の下で、G20大阪サミットを開催した。日本が初めて議長国を務めたG20サミットでは、G20メンバー国に加えて、8つの招待国、9つの国際機関の代表が参加し、国内で開催した史上最大規模の首脳会議となった。主要国のリーダーたちが一堂に会する中、今般のサミットでは、互いの共通点を見出し、主要な世界経済の課題に団結して取り組んでいく姿を打ち出すことができた。また、グローバル化による変化への不安や不満の声があがる中で、議長国としてリーダーシップを発揮し、自由、公正、無差別な貿易体制の維持・発展の重要性、データの自由な流通を含むデジタル経済におけるルール作り、海洋プラスチックごみ対策の「ビジョン」の共有、女性のエンパワーメントを始めとする諸課題について、「大阪首脳宣言」を通じて、G20として一致して力強いメッセージを発信できた。安倍総理大臣は議長として、「世界経済、貿易・投資」、「イノベーション（デジタル経済・AI）」、「格差への対処、包摂的かつ持続可能な世界」、「気候変動・環境・エネルギー」をテーマとした各セッションで、議論を積極的に主導し

た。

同時に、大阪サミットは、いわゆる「パブリック・ディプロマシー」の一環として、日本の魅力を世界に発信する重要な機会にもなった。参加する首脳陣に対するおもてなしや、日本食材や文化の紹介を通じ、日本に対する国際的な理解や信頼につながった。例えば首脳夕食会やワーキング・ランチでは、多様な文化的背景の賓客に楽しんで頂ける、「世界基準の日本料理」を提供した。食材については、地元関西産をふんだんに活用しつつ、震災からの復興途上にある被災地産食材を取り入れることにより、日本産食品の魅力や安全性のPRにも努めた。さらに、各国首脳夫妻一人一人のニーズに応えた、きめ細かいおもてなしを行った。首脳夫妻の嗜好やアレルギー、宗教などを調査し、ハラル食を始めとする多様なメニューを提供したほか、卓上のメニュー表記を全首脳夫妻の母国語に翻訳し、ゆっくりと食事を楽しんで頂けるよう努めた。また、日本各地からの選りすぐりのパトラーの方々による精緻を極めたサービスも、参加者から好評を得た。夕食会に先立って開催された文化行事では、各国首脳夫妻は、「日本の伝統と多様性」をテーマとした演目を鑑賞した。このほか、大阪サミット会場内の国際メディアセンターには、政府広報展示ブースを設置し、サミットの議題と連動する展示カテゴリ毎に、日本の革新的技術を紹介した。また、ライブキッチンでは、大阪名物の試食や日本酒の試飲を提供した。こうした体感型の広報を通じて、主に大阪サミットの取材のために来日した外国メディアには、日本の魅力をよりよく理解してもらうことができた。

3 また、令和2年3月16日にG7首脳会議、同月25日にG7外相会議、同月26日にG20首脳会議が、それぞれ初めてテレビ会議方式にて開催され、新型コロナウイルス感染拡大への対応等について意見交換を行った。

令和2年度目標

- 1 新型コロナウイルス感染拡大に対応すべくテレビ会議が重ねて実施されている現状を踏まえ、米
国議長国下のG7サミット（G7外相会合を含む）の成功裏の実施に貢献し、G7として新型コロ
ナウイルス感染拡大に協調して効果的に対応することに加え、G7メンバー国との信頼関係の醸成
及び日本の施策の積極的な発信を通じて、成果に日本の考え方を最大限反映させる。
- 2 新型コロナウイルス感染拡大に対応すべくテレビ会議が実施された現状を踏まえ、サウジアラビ
ア議長国下のG20サミットにおいては、トロイカとして、議長国のサウジアラビアとの緊密な連携
を通じ、G20として新型コロナウイルス感染拡大に協調して効果的に対応することに加え、令和元
年の日本議長国下の成果を具体化し、世界の経済成長と繁栄のために効果的なメッセージを発信す
べく、参加国・国際機関と積極的な意見交換を行う。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

G7（G7外相会合を含む）及びG20サミット等の成功裏の実施、及びサミットの成果における我が
国の考え方の反映に向け、積極的な提案や行動・発言を行っていくことが、日本にとって好ましい国
際経済秩序の形成において重要である。

測定指標の目標を追求することによって、G7という基本的価値観を共有する主要先進国の首脳か
ら、日本の施策及び立場がどの程度理解されているかを測ることができ、施策の進捗を把握する上で
有益であるため。

また、G20サミットはメンバーの多様性ゆえにG7に比べて合意形成が容易でない面があるものの、
「国際経済協調の第一のフォーラム」である同サミットにおいて、トロイカとしての立場から世界経
済の成長等への貢献に向け議論をまとめることは、重要であるため。

測定指標4-2 OECDにおける我が国の貢献

中期目標（--年度）

OECDの各分野の委員会や事業に積極的に参加し、経済・社会分野の取組や東南アジアを始めとする
非加盟国との関係強化などの分野において、我が国の考えを反映させ、国際経済・社会分野でのル
ール策定を主導する。

平成30年度目標

- 1 平成30年度OECD閣僚理事会（「多国間主義」について議論）において、質の高いインフラの国
際スタンダード化に向けた作業の推進や、公平な競争条件の確保（多角的貿易体制の維持・強化、
過剰生産能力問題等）等の分野において、日本にとって有効な提言・結論が出るよう議論を積極的
に主導する。

- 2 OECD の知見を活用し、我が国が強い結びつきを有するアジアの国内改革や経済統合を後押しするため、引き続き、東南アジア地域プログラム（SEARP）を推進していく。SEARP 前共同議長、また、平成 30 年 3 月の SEARP 閣僚会合で立ち上げたビューロー（共同議長の補佐役）のメンバーとして、新議長国（韓国及びタイ）をサポートし、SEARP の更なる活性化を促進する。また、SEARP やタイ国別プログラム等の支援を通じ、東南アジアの国々に対して将来的な加盟への関心を喚起する。これらの取組を通じて、東南アジアが加入する OECD 法的文書（legal instruments）の件数を平成 29 年末の 50 から 55 以上に増加させる。
- 3 OECD における日本人職員の採用拡大に向けた取組を強化し、全職員数に占める日本人職員（専門職以上）の割合について、直近過去 5 年間の最高水準（4.62%）を超える水準まで増加させる。

施策の進捗状況・実績

- 1 OECD 閣僚理事会（5 月、外務省からは岡本外務大臣政務官が出席）において、日本から、保護主義との闘いや不公平な競争条件への対応の重要性、質の高いインフラの国際スタンダード化の重要性等について強調し、同理事会の成果文書として、日本の主張が反映された「議長声明」が発出された。
- 2 平成 31 年 3 月にパリで開催された SEARP 地域フォーラムにおいては、同フォーラムの重要性に鑑み、外務省から政務レベル（山田外務大臣政務官）が参加し、東南アジアの連結性に関し、OECD による、質の高い政策提言や勧告、政策対話の場の提供といった支援の重要性や、「質の高いインフラ」の促進を含む日本のこれまでの取組を発信した。
東南アジアの国々に対しては、OECD が関与を強化する中、日本としても SEARP を通じた支援を行っているが、東南アジアが加入する OECD 法的文書は、平成 30 年末時点で 50 である。
- 3 日本人職員の増強については、目標値（4.62%）には至らなかった（平成 30 年度は 4.34%、JPO を含む）ものの、日本人職員の増強の必要性について、政務レベルから累次の機会に OECD 側に協力を要請する（例：山田外務大臣政務官とグリア OECD 事務総長との会談（平成 31 年 3 月））とともに、日本人職員の増強に向けた既存の協力枠組の改訂について、OECD 側と調整を進めた。

令和元年度目標

- 1 令和元年日本が議長国を務める G20 プロセスも踏まえつつ、令和元年 OECD 閣僚理事会（「デジタル化」が主たるテーマ）において、データ・ガバナンス、貿易、質の高いインフラ等の分野において、日本にとって有効な提言・結論が出るよう議論を積極的に主導する。
- 2 OECD の知見を活用し、我が国が強い結びつきを有する東南アジアの国内改革や地域統合を後押しすることも、望ましい国際経済社会の形成に大きく寄与するところ、東南アジア地域プログラム（SEARP）を推進していく。また、SEARP や国別プログラム等の支援を通じ、東南アジアの国々に対して将来的な OECD 加盟への関心を喚起する。
- 3 OECD における日本人職員（専門職員以上）の割合の到達目標を、4.62%（直近過去 5 年間の最高値）として、日本人職員の増強に向けた既存の協力枠組を改訂するなどの取組を進める。

施策の進捗状況・実績

- 1 OECD 閣僚理事会（5 月、外務省からは河野外務大臣が出席）において、日本から、データの自由な流通の促進、質の高いインフラ投資の国際スタンダード化、自由で公平な貿易の維持・強化、その前提となる公平な競争条件の確保・市場歪曲的措置の除去等の重要性、ルールに基づく多角的貿易体制の維持・強化のための WTO 改革に関する問題意識・立場等を主張した。成果物として、これらの日本の主張の多くが反映された「議長声明」が発出された。これらは日本が議長国を務める G20 の優先課題であり、閣僚理事会の後に続く G20 関連会合、G20 大阪サミットに向けて弾みをつける上で、OECD において日本の考え・立場を高いレベルで発信した。
- 2 OECD 閣僚理事会において、河野外務大臣から、東南アジア諸国の将来的な OECD 加盟を見据えた関係強化の重要性について発信した。また、9 月の SEARP 運営グループ中間会合において、SEARP のビューロー及び前共同議長として議論に積極的に貢献したほか、12 月、アジア太平洋地域のインフラプロジェクトにおける反腐败をテーマとする会議の開催を支援する等、関連会合への参加や財政面の支援等を通じて、SEARP や OECD と東南アジア諸国との政策対話を強力に後押しした。東南アジア諸国の側でも OECD の知見の活用が進みつつあり、東南アジア諸国が加入する OECD 法的文書は、令和元年末時点で 54 と、前年比で着実に増加した。
- 3 日本人職員の増強については、令和元年度の実績は 4.64%（JPO を含む）であり、目標値（4.62%）を達成した。令和元年度を通じて、日本人職員の増強の必要性について、政務レベルから累次の機

会に OECD 側に協力を要請した（例：河野外務大臣とグリア OECD 事務総長との夕食会（4月）、阿部外務副大臣とラモス OECD 事務総長首席補佐官兼 G20 シェルパとの会談（7月））。また、日本人職員の更なる増強に向け、既存の協力枠組みの改訂作業を了した。11 月には、OECD 事務局から総括局長らが訪日し、日本人職員増強に関する政府関係者との意見交換、国内大学 7 校ほかにおけるキャリアセミナー等を、外務省との協力の下、実施した。

令和 2 年度目標

- 1 令和 2 年 OECD 閣僚理事会（持続可能な成長のための統合政策アプローチが主たるテーマ）において、デジタル化、貿易・投資、環境、質の高いインフラ等の分野に関し、日本にとって有効な提言・結論が出るよう、副議長国として議論を積極的に主導する。
- 2 OECD の知見を活用し、我が国が強い結び付きを有する東南アジアの国内改革や地域統合を後押しすることも、望ましい国際経済社会の形成に大きく寄与するところ、東南アジア地域プログラム（SEARP）を引き続き推進していく。また、SEARP や国別プログラム等の支援を通じ、東南アジアの国々に対して将来的な OECD 加盟への関心を喚起する。
- 3 OECD における日本人職員の採用拡大に向けた取組を着実に実施し、全職員数に占める日本人職員（専門職以上）の割合の到達目標を、直近過去 5 年間の最高の水準（4.64%、JPO を含む）とする。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

公平な競争条件を確保するとともに、日本にとって有利な国際経済環境を創出する上で、国際経済の「スタンダード・セッター」である OECD の場において、我が国の考え方を加盟国間の議論に反映させること、また、東南アジアに対するアウトリーチ活動を進め OECD の策定する質の高い基準を同地域に普及することが重要であり、これらの実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。また、こうした目的を達成するためには、OECD における日本のプレゼンス向上が必要であり、日本人職員増強はそのための一つの有効な手段であるため。

測定指標 4-3 APEC における諸活動への貢献

中期目標（--年度）

ボゴール目標（令和 2（2020）年までに域内の貿易・投資を自由化・円滑化する）を節目に目標年後の APEC の在り方も見据えつつ、我が国にとって好ましい投資環境や貿易ルールの形成を先導する。

平成 30 年度目標

- 1 引き続き我が国の関心事項（質の高いインフラ等）や我が国にとって好ましいコミットメント（保護主義への対抗等）や提言を APEC 首脳会議、閣僚会議等の成果文書に反映させる。
- 2 域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた現実的かつ先進的な議論や取組を着実に進めていく流れを形成する。具体的には、平成 30 年度は APEC の首脳に対しアジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）の将来的な実現に向けた進捗状況を報告することが予定されており、高いレベルで包括的な FTAAP を追求すべく、デジタル貿易や競争政策などの我が国が重視する次世代貿易投資課題についての言及を報告に反映させる。
- 3 APEC 議長であるパプアニューギニア（PNG）のイニシアティブ発揮に積極的に貢献する。具体的には、PNG 提案の「Harnessing Growth in the Resource Sectors」（資源部門における成長の活用）等の議論に参画する。
- 4 域内の経済技術協力（成功事例や実益を共有・啓発するためのセミナー、官民対話等のプロジェクト）及び人的交流を促進する。具体的には、我が国が実施する日本プロジェクトの開催を最低 10 件以上、APEC ビジネストラベルカードの発行枚数を最低 1 万 2 千件以上とする。

施策の進捗状況・実績

- 1 PNG・APEC 首脳会議に当たっては、日本としては、APEC が貿易・投資の自由化を目指す枠組みであることを強調し、APEC 全体として成果文書をまとめられるように PNG の取りまとめに早い段階から協力した。意見の収れんが見られない部分についても日本が重視する点の確保に努めつつ、合意が形成されるよう、関係国・地域間の調整に努力したが、APEC エコノミー間で、多角的貿易体制への支持、保護主義との闘い等の点で意見の収れんが見られず、最終的に議長である PNG の判断において「議長声明」として取りまとめられた。この議長声明においては、多角的貿易体制が果たしてきた貢献、WTO の機能改善、自由で、公正で、開かれた方法で貿易を前進させること、質の高いイン

フラに関する取組、構造改革の重要性、女性のエンパワーメントなど日本の主張する重要事項が盛り込まれた。

- 2 予定されていた FTAAP の進捗状況の報告については、報告内容につき参加エコノミーによる合意に至らず実施を見送った。他方で、日本は質が高く包括的な FTAAP の将来的な実現のための能力構築事業として、8月、PNGにおいて「FTA/EPAにおける競争章に関する能力構築ワークショップ」を平成29年に引き続き実施した。同ワークショップでは、APECエコノミーの競争政策当局やFTA/EPA交渉の関係者間で、将来的な指針ともなり得る競争章の望ましい要素につき議論した。
- 3 PNG提案の「Harnessing Growth in the Resource Sectors」（資源部門における成長の活用）の一環で8月に行われたAPECエコノミー間の政策対話に日本からも参加した。本対話での議論を受け、APEC首脳会議の議長声明にも資源の持続可能な利用の重要性などが盛り込まれた。
- 4 日本プロジェクトは、平成30年は12件採択（第1期：8件、第2期：4件）された。当省は「FTA/EPAにおける競争章に関する能力構築ワークショップ」を実施した。また、平成30年度のAPECビジネストラベルカードの発行枚数は12,149枚（平成31年3月28日時点）となった。

令和元年度目標

- 1 令和元年我が国がG20の議長を務め、APECにおけるインプットがG20にも良い影響を与えることも踏まえ、引き続き我が国の関心事項（自由貿易、質の高いインフラ、保護主義との闘い等）を、APEC関連会合等を通じて域内に浸透させ、APEC首脳会議、閣僚会議等の成果文書に反映させる。
- 2 域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた現実的かつ先進的な議論や取組を着実に進めていく流れを形成する。具体的には、高いレベルで包括的なFTAAPを将来的に実現すべく、国有企業への対応や競争政策などの我が国が重視する次世代貿易投資課題についての能力構築の取組を主導する。
- 3 APEC議長であるチリのイニシアティブ發揮に積極的に貢献する。具体的には、チリ提案の「Integration 4.0」（統合4.0）等の議論に参画する。
- 4 域内の経済技術協力（成功事例や実益を共有・啓発するためのセミナー、官民対話等のプロジェクト）及び人的交流を促進する。具体的には、日本プロジェクト採択件数を最低10件以上、APECビジネストラベルカードの発行枚数を1万4千枚以上とする。

施策の進捗状況・実績

- 1 5月に開催された貿易担当大臣会合(MRT)では、APECのWTO支持の推進、地域経済統合の促進、デジタル時代における包摂的かつ持続可能な成長の強化等について議論が行われ、日本からは、WTOを中核とするルールに基づく多角的貿易体制は重要であり、WTO改革も必要不可欠であり、G20議長として議論を主導していく等のメッセージを発信した。議論の結果、日本が重視するWTO機能改善のための行動の必要性、FTAAPに向けた取組を通じた地域経済統合推進や質の高いインフラ開発の重要性について明記した共同声明が発出された。MRTとしては4年ぶりのコンセンサス形式での声明となり、6月のG20大阪サミットを後押しする成果物となった。
11月に予定されていたAPECは、議長チリの治安等国内情勢を理由に中止となった。これを受け、12月、シンガポールにおいてAPEC最終高級実務者会合(CSOM)が代替開催され、外務省及び経済産業省の関係者が出席した。主な成果として、日本の重点政策とも重なる、①女性と包摂的成長のためのラ・セレナ・ロードマップ、②海洋ごみロードマップ、③違法・無報告・無規制漁業と戦うためのロードマップが承認された。
- 2 日本は質が高く包括的なFTAAPの将来的な実践のための能力構築事業として、8月、チリにおいて「競争政策に係るFTAAP能力構築：経済連携協定における好事例の共有」ワークショップを実施した。同ワークショップでは、平成30年に日本がPNGで開催したワークショップにおいて認識が共有された、FTAs/EPAsの競争章において「望ましい要素」と「選択的な要素」について、特に規制の側面からの好事例を紹介し、共通認識の深化を図るとともに、FTAs/EPAsの政策決定者及び交渉官の能力構築を支援した。
- 3 チリ提案の、第4次産業革命の技術を活用した連結性の強化及び地域経済統合の推進を念頭に置いた「統合4.0」の一環で、チリが主導して「APECグローバル・バリュー・チェーン(GVC)促進のための戦略的ブループリント2020-2025年」を作成する際、日本から、日本の取組である製造業関連サービスを通じて貢献していく旨を述べ、議論に貢献した。この議論を受け、5月に実施された第2回貿易・投資委員会会合で、2025年（令和7年）まで引き続きGVC促進のための各種取組を継続していくことが決定された。
- 4 日本プロジェクトは、令和元年は12件採択（第1期：6件、第2期：6件）された。当省は「競

争政策に係る FTAAP 能力構築：経済連携協定における好事例の共有」ワークショップ及び「情報通信技術(ICT)と革新的な技術を活用した食品廃棄の削減」ワークショップを実施した。また、令和元年度の APEC ビジネストラベルカードの発行枚数は 9,913 枚（令和 2 年 3 月 31 日時点）となった。

令和 2 年度目標

- 1 引き続き我が国の関心事項（自由貿易、WTO 改革、質の高いインフラ等）を、APEC 関連会合等を通じて域内に浸透させ、APEC 首脳会議、閣僚会議等の成果文書や APEC ポスト 2020 ビジョン（平成 6 年の APEC 首脳会議で決定された令和 2（2020）年のボゴール目標の年限を控え、ボゴール目標後の新たな長期的な目標として、令和 2 年の APEC で策定予定のもの。）に反映させる。また、新型コロナウイルス感染症の拡大による貿易・投資への影響及び事態収束後の経済活動の円滑な再開実現を念頭に取組を進める。
- 2 域内の貿易・投資の自由化・円滑化に向けた現実的かつ先進的な議論や取組を着実に進めていく流れを形成する。具体的には、質が高く包括的な FTAAP を将来的に実現すべく、国有企業への対応や、産業補助金等を含む競争政策などの我が国が重視する次世代貿易投資課題について、特に経済界の視点に立った議論を主導する。これにより、APEC エコノミーの能力構築に取り組むとともに、我が国経済界の視点も APEC 内の議論に反映させる。
- 3 令和 2 年 APEC 議長であるマレーシアのイニシアティブ発揮に積極的に貢献する。具体的には、マレーシア優先課題のデジタル経済や、APEC ポスト 2020 ビジョン策定等の議論に参画する。APEC ポスト 2020 ビジョンの策定においては、域内の貿易・投資の自由化・円滑化を更に推進するための中長期的な目標策定を目指す。
- 4 域内の経済技術協力（成功事例を共有・啓発するためのセミナー、産官学政策対話等のプロジェクト）及び人的交流を促進する。具体的には、日本プロジェクト採択件数を最低 10 件以上とし、APEC ビジネストラベルカードの発行枚数については、新型コロナウイルス感染症対策として各国・地域が実施する移動制限等も踏まえつつ、可能な範囲で 1 万枚以上とする。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

APEC は、世界全体の GDP の 6 割を占める枠組みであり、我が国は APEC 域内のエコノミーとの経済協力の深化や貿易・投資の自由化・円滑化などを通じて、国際ルールの普及や価値観の共有を促進し、その果実を我が国経済の成長と繁栄のために取り込んでいく必要があり、APEC における諸活動への取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で、有益であるため。

- 1 自由貿易の推進や WTO 改革、さらに、連結性強化に向けた質の高いインフラ投資の取組は引き続き我が国外交政策の優先事項の一つであり、これらを始めとする我が国の立場を多国間の地域的枠組みの成果文書において反映させることを目標とすることで、国益に資する国際ルールの形成に努めるため。また、特に令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症の拡大による影響等を勘案する必要があるため。
- 2 次世代貿易投資課題をも対象とする質が高く包括的な FTAAP の将来的な実現は、APEC ビジネス諮問委員会（ABAC）を始めとする経済界の期待も大きく、我が国経済にとっても極めて重要な課題である。必要な能力構築のための取組を主導することで、APEC エコノミーを啓発・啓蒙し、国益に資する地域経済統合ルールの形成に努めるため。
- 3 毎年の APEC 議長のイニシアティブに貢献し続けることが、我が国の外交プレゼンスの継続的発揮のために不可欠であるため。
- 4 引き続き、域内の経済技術協力を積極的に貢献すべく、日本プロジェクトの採択件数、APEC ビジネストラベルカードの発行枚数という具体的な数値目標を設定することが適切であるため。

測定指標 4-4 2025 年国際博覧会の大阪開催に向けた取組

中期目標（令和 7 年度）

2025 年国際博覧会の開催に向けた準備を着実に実施していく。

平成 30 年度目標

2025 年国際博覧会の大阪誘致を目指し、平成 30 年 11 月の開催地決定選挙に向け、国際博覧会条約（BIE 条約）加盟国 170 か国のうち、過半数の支持を取り付けるべく、国際会議や二国間会議等の機会、更に招へいスキーム等を利用し、あらゆるレベルにおいて積極的な働きかけを実施する。

施策の進捗状況・実績

- 1 11月23日、パリで開催された博覧会国際事務局（BIE）総会において、日本（大阪・関西）、アゼルバイジャン（バクー）、ロシア（エカテリンブルク）が立候補する2025年国際博覧会開催国選挙が実施され、日本とロシアの決選投票の結果、日本が開催国に決定された。
- 2 2025年国際博覧会の誘致にあたっては、立候補から約1年半の厳しい選挙戦に、政府・地元自治体・経済界のオールジャパンの体制で臨み、国際会議や二国間会談等の機会等を利用し、首脳レベルを含め各国要人に対して支持要請を行い、各国首都においても在外公館が大使を筆頭に様々な働きかけを行うなど、あらゆるレベルにおいて重層的かつ積極的な働きかけを実施した。

令和元年度目標

- 1 平成30年11月の博覧会国際事務局（BIE）総会において、日本が2025年国際博覧会開催国に決定されたことを受け、東京オリンピック・パラリンピック大会後の国家的なプロジェクトである「大阪・関西万博」の開催に向けて準備を進める。
- 2 万博特措法の成立により、大阪・関西万博の準備及び運営を担う博覧会協会が指定されるとともに、国の補助、国の職員の派遣などの支援措置が講じられていくほか、開催成功に向けて、構想の具体化が進められるところ、外務省としても遺漏なきよう準備を進める。具体的には、可能な限り多くの出展参加国を確保するため、令和2年中に予定されるBIEによる我が国の開催計画（登録申請書）の承認後、BIE加盟国のみならず、非加盟国も対象に、正式な参加招請活動を開始できるよう準備を進める。その際、相手国における参加意思決定に係るキーパーソンへの働きかけを行うとともに、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が包含する様々な要素（SDGs達成へ向けた貢献、Society 5.0の社会実装、等）に関連する国際会議等に参加し、大阪・関西万博の魅力・情報を発信する。

施策の進捗状況・実績

- 1 国際博覧会条約の規定に基づき、国際博覧会を開催する法人を公式に認めるとともに、当該法人による開催国の義務の履行を保証するため、政府は「平成37年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律」を制定し（4月19日成立、5月23日施行）、この法律に基づき、5月31日、2025年の国際博覧会の準備及び運営に係る業務を実施する法人として、国・地方自治体・経済界の協力のもとに設立された、（一社）2025年日本国際博覧会協会（10月21日に公益社団法人として認定）を指定した。
- 2 令和2年中に予定されるBIEによる我が国の開催計画（登録申請書）の承認に向けては、令和元年12月20日、「第2回2025年に開催する国際博覧会関係閣僚会議」が開催され、その後に開催された閣議において、2025年日本国際博覧会のBIEに対する登録申請について閣議決定されたことを受け、12月27日に登録申請書をBIEに提出した。

令和2年度目標

- 1 平成30年11月の博覧会国際事務局（BIE）総会において、日本が2025年国際博覧会開催国に決定されたことを受け、東京オリンピック・パラリンピック大会後の国家的なプロジェクトである「大阪・関西万博」の開催に向けて準備を進める。
- 2 開催成功に向けて、構想の具体化が進められるところ、外務省としても遺漏なきよう準備を進める。具体的には、可能な限り多くの出展参加国を確保するため、令和2年中に予定されるBIE総会における我が国の開催計画（登録申請書）の承認後、BIE加盟国のみならず、非加盟国も対象に、正式な参加招請活動を開始し、あらゆる機会を捉えて大阪・関西万博への参加を呼び掛ける活動を行っていく。また、相手国における参加意思決定に係るキーパーソンへの働きかけを行うとともに、大阪・関西万博のテーマである「いのち輝く未来社会のデザイン」が包含する様々な要素（SDGs達成へ向けた貢献、Society 5.0の社会実装、等）に関連する国際会議等に参加し、大阪・関西万博の魅力・情報を発信する。

測定指標の選定理由及び目標（水準・目標年度）の設定の根拠

令和7年の開催に向け、可能な限り多くの出展参加国を確保するため、令和2年中に予定されるBIE総会における我が国の開催計画（登録申請書）の承認後、BIE加盟国のみならず、非加盟国も対象に、正式な参加招請活動に取り組むことは重要であり、それらの取組の実績を測ることは、施策の進捗を把握する上で有益であるため。

多くの出展参加国を確保するために極めて重要と考えられる具体的な取組を踏まえた目標設定を行

った。

参考指標：APECにおける域内貿易依存度			
(出典：国際通貨基金 (IMF, Direction of Trade Statistics))	実績値 (暦年)		
	平成 29 年	平成 30 年	令和元年
	66.1%	65.6%	65.7%

達成手段

達成手段名 (開始年度) (関連施策)	達成手段の概要 (注)				関連する 測定指標
	予算額計(執行額) (単位：百万円)			当初予算額 (単位：百万円)	行政事業 レビュー 事業番号
	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	
①G 7・G 20 における我が 国の積極的な 貢献 (G 7：昭和 50 年度(当時 G 6)、G 20： 平成 20 年度)	<p>G 7 サミットは、国際社会の直面する重要課題を、基本的価値観を共有する主要先進国の首脳間で議論し、有効な政策面での協力を行っていく場として、G 20 サミットは、経済問題を中心に新興国を含む政策面での協力の場として、重要な役割を果たしている。両サミットの議論及び両サミットを通じた政策協調に積極的に参加し・貢献し、同時に、地球規模課題の解決に向けた取組を強化する。</p> <p>これにより、我が国にとって好ましい国際経済秩序を作ることに寄与する。</p>				4-1
	—	—	—	—	—
②OECD にお ける、日本企 業が公平な競 争条件で世界 で事業展開で きるようなル ール整備及び 経済・社会情 勢に関する分 析・提言への 積極的参画 (含む OECD に よる一層積極 的な非加盟国 協力活動の支 援・推進) (昭和 39 年 度)	<p>加盟国の経済成長、途上国経済の発展、世界経済の発展といった活動目的の達成に寄与するために OECD での議論に積極的に参加し、また、議論をリードすることにより、国際経済秩序形成に参画する。</p> <p>国際社会の喫緊の課題である世界経済の持続的成長の実現や地球規模課題の解決には国際社会の一致した協力が求められる中で、上記取組を通じ、G 7・G 20 や OECD における議論に我が国の立場を主張し、反映させることで我が国にとって望ましい国際経済秩序を形成する。</p>				4-2
	—	—	—	—	—
③APEC を通 じた経済関係 の発展 (平成 15 年 度)	<p>域内で導入されている APEC ビジネストラベルカードを発行する。</p> <p>これを通じ、域内のビジネス関係者の移動の円滑化を促進し、ひいては、貿易・投資の更なる活性化を図る。</p> <p>APEC の公式オブザーバーである太平洋経済協力会議 (PECC) の日本委員会 (PECC 組織の基本単位は各国・各地域に設置された「国内委員会」。PECC 日本委員会は、PECC が目指す太平洋経済協力および太平洋共同体の実現に向けた研究・政策対話を活性化するための、プラットフォームとしての役割を果たしている。) 関連業務を実施する。具体的な活動としては、PECC による国際タスクフォースへの貢献、PECC 日本委員会が主催する国内タスクフォースの運営・実施を担う。</p> <p>これを通じて、アジア太平洋地域の貿易・投資を始めとした諸課題に関し研究等を実施する PECC の活動に貢献し、もって域内協力の推進に貢献する。</p>				4-3
					4-3

	55 (51)	48 (56)	53 (60)	43	100
④国際経済情勢調査・分析 (*)	諸外国統計の最新データや金融面でのデータについて専門データベースを活用することにより、主要な経済指標の迅速な入手及び加工を行う。 マクロ経済等を専門とする研究者を「経済調査員」として委嘱し、上記のデータベース等を活用した経済指標に係る資料の作成等にあたらせる。 これらを通じ、正確かつ専門的な経済データの分析を行い、施策の推進に活用する。				—
	6 (4.3)	5 (4.9)	6 (6)	7	099
⑤金融・世界経済に関する首脳会議等開催経費 (平成30年度)	平成30年12月からG20の議長国として、G20サミットの開催に向けて、サミットの議題や日程、首脳宣言等について、首脳を補佐するシェルパ間で事前に調整を行うための準備会合（シェルパ会合）を始めとする関連会合を開催する。 また、令和元年のG20サミット開催へ向けて、会議場設営、空港、移動手段、宿舎、警備、プレス等、多岐にわたる項目において必要となる企画立案、調達等を実施するほか、我が方政府関係者を始め、各国政府代表団、プレス等多数のサミット関係者が来訪する同サミットにおいて、円滑な会議運営を行うために必要な体制等を強化する。				4-1
	—	7,944 (3,981)	19,421 (18,039)	0	102
⑥OECD 多国籍企業行動指針連絡窓口 (NCP)体制強化経費 (平成30年度)	OECD多国籍企業行動指針連絡窓口(NCP)では多国籍企業の行動に関してNGOや労働組合等から問題提起が行われた場合に当事者間の問題解決を支援するため、手続きにおいて必要となる、翻訳・通訳業務を外部に委託することで問題解決支援手続の円滑化を図る。また、セミナーを開催し企業のOECD多国籍企業行動指針に関する理解を深めることで指針に沿った行動を促進する。 以上によって、我が国NCP体制を強化し、積極的にOECDの活動に参加することによって、国際経済・社会分野でのルール策定・整備に貢献する。				4-2
	—	0.5 (0.2)	0.9 (0.8)	0.9	101
⑦2025年万博準備活動経費 (令和2年度)	相手国キーパーソンへの働きかけを行うとともに、ドバイ万博や関連する国際会議等の機会も活用し、大阪・関西万博の魅力・情報を発信し、参加招請活動を行っていく。 これにより、国際博覧会の開催に向けた準備を進め、日本の魅力の世界への発信、観光客の増大による地域経済の活性化に寄与する。				4-4
	—	—	—	29	新02-006
⑧経済協力開発機構(OECD)分担金 (昭和39年度)	昭和39年のOECD加盟以来、我が国はOECD条約第20条に基づき、加盟国の義務である分担金を拠出している(加盟国中第2位の規模)。 我が国は、分担金の拠出を通じて、責任ある加盟国としてOECDを財政的に支援するとともに、各分野の委員会や事業において積極的にイニシアティブをとり、国際経済・社会におけるルールの策定や東南アジアを始めとする非加盟国との関係強化等を主導していく。				4-2
	3,533 (3,533)	3,261 (3,261)	3,186 (3,186)	3,051	266
⑨日・経済協力開発機構協力拠出金 (任意拠出金) (昭和60年度)	日・OECD協力拠出金は、我が国が関心を有するOECDの主要プロジェクトの支援、我が国とOECDとの間の人物交流や各種セミナーの開催などの事業を行うことを目的として日・OECD間で設けられた枠組みである。我が国は、世界経済の成長センターとして重要な東南アジアを始めとするOECD非加盟国を対象とするセミナーの開催や、OECDの分析・研究、広報等の事業の実施のため、同任意拠出金を拠出している。また、G7サミット、G20サミットなどにおいて、各首脳からOECDに対して複数のプロジェクトや業務が委託されており、我が国が重視するプロジェクト等の実施のためにも同任意拠出金を活用してい				4-2

	<p>る。</p> <p>我が国は、任意拠出金の拠出を通じて、国際社会の変化を踏まえて新たに対応を求められる課題に関する活動に積極的に関与するとともに、グローバル・スタンダードが急速に変化している分野におけるOECDの最新の分析結果を翻訳により適時に我が国に紹介するほか、OECDの経済・開発分野の知見や経験をいかして、OECD非加盟国との協力をを行い、それら地域の投資、開発、経済発展に資するプロジェクト（東南アジアへのアウトリーチ活動、OECDの活動の東南アジアへの広報等）を支援しており、これらの分野において我が国の考えを反映させ、経済・社会分野でのルール策定に貢献することに寄与している。</p>					
	55 (55)	55 (55)	35 (35)	33	281	
⑩ アジア太平洋経済協力（APEC）拠出金（義務的拠出金）（平成5年度）	<p>本件拠出金は、APEC事務局の運営経費のほか、参加国及び地域の能力構築を始めとする各種プロジェクト実施のための経費に充てられる。APECの活動は、アジア太平洋地域の持続可能な成長と繁栄に向けた貿易・投資の自由化や地域経済統合、経済・技術協力等の活動に貢献することを目標とする。</p> <p>我が国は、本拠出金を通じ、地域統合の推進や貿易・投資の自由化・円滑化に取り組むAPECの活動を支援、連携を強化するとともに、我が国の経済分野における国益の保護・増進に寄与する。</p>				4-3	
	48 (48)	49 (49)	50 (50)	49	272	
⑪ 太平洋経済協力会議（PECC）拠出金（義務的拠出金）（昭和63年度）	<p>本件拠出金は、PECC国際事務局及び国際総会等の運営やプロジェクト実施に必要な経費等に充てられる。拠出を通じて、提言を含めたPECCの知的活動を支援することにより、日本を含む太平洋地域での経済分野の課題への取組促進を目的とする。</p> <p>我が国は、本拠出金を通じ、PECCの活動を支援、連携を強化するとともに、我が国の経済分野における国益の保護・増進に寄与する。</p>				4-3	
	9 (9)	9 (9)	9 (9)	9	277	
⑫ アジア太平洋経済協力拠出金（TILF基金）（任意拠出金）（平成9年度）	<p>本拠出金は、APEC参加国・地域における貿易・投資の自由化・円滑化及び経済・技術協力を資する能力構築プロジェクト（セミナー、ワークショップ、研修、調査等）に充てられる。</p> <p>本拠出を通じて、アジア太平洋地域における貿易・投資の自由化・円滑化という長期的目標「ボゴール目標」の着実な実現を図る。また、APECにおける能力構築を支援するとともに、我が国の経済分野における国益の保護・増進に寄与する。</p>				4-3	
	9 (9)	5 (5)	3 (3)	2	282	
⑬ APEC ビジネス諮問委員会拠出金（任意拠出金）（平成14年度）	<p>本件拠出金は、APECビジネス諮問委員会（ABAC）国際事務局の運営に必要な経費（ABAC総会開催経費及びABACプロジェクト経費）などに充てられている。ABACに対して日本の経済界の声を十分に浸透させることにより、ABACからAPEC首脳、閣僚への提言にその声をできる限り反映させることを目標とする。</p> <p>我が国は、本拠出金を通じ、ABACの活動を支援するとともに、我が国の経済分野における国益の保護・増進に寄与する。</p>				4-3	
	5 (5)	5 (5)	5 (5)	5	286	

(注)各達成手段の目標については、「関連する測定指標」欄で示した測定指標に記載のある中期/年度目標を参照願いたい。